

平成30年壮警町議会第4回定例会を、次のとおり招集する。

平成30年11月30日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成30年12月13日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 壮警町公共施設等整備基金条例の制定について
- (2) 壮警町地域福祉基金条例の廃止について
- (3) 壮警町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- (4) 公の施設に係る指定管理者の指定について
- (5) 平成30年度壮警町一般会計補正予算（第10号）について
- (6) 平成30年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- (7) 平成30年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- (8) 平成30年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- (9) 平成30年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○応招議員（8名）

1番 佐藤 恣 君

3番 毛利 爾 君

5番 真鍋 盛 男 君

8番 長内 伸 一 君

2番 菊地 敏 法 君

4番 森 太 郎 君

6番 加藤 正 志 君

9番 松本 勉 君

○不応招議員（0名）

平成30年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年12月13日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 経常任委員会の所管事務調査報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第59号ないし議案第67号
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本		勉

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君						
副	町	長	杉	村	治	男	君				
教	育	長	田	鍋	敏	也	君				
会計	管理	者									
			小	松	正	明	君				
税務	会計	課	長								
総務	課	長	（兼）	作	田	宏	明	君			
総務	課	参	事	上	名	正	樹	君			
住民	福祉	課	長	庵		匡	君				
住民	福祉	課	参	事	阿	部	正	一	君		
経済	建設	課	長	工	藤	正	彦	君			
経済	建設	課									
			齊	藤	英	俊	君				
参	事	（兼）									
生涯	学	習	課	長	齋	藤	誠	士	君		
選	管	書	記	長	（兼）	作	田	宏	明	君	
農	委	事	務	局	長	（兼）	齊	藤	英	俊	君
監	委	事	務	局	長	（兼）	小	林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	（兼）	小	林	一	也	君
-----	---	-----	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまから平成 30 年壮瞥町議会第 4 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において
1 番 佐藤 恣君 2 番 菊地敏法君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 14 日までの 2 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 12 月 14 日までの 2 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
議会一般、経済常任委員会所管事務調査報告、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告及び教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
今期定例会の付議事件は、議案 9 件であります。
以上で諸般の報告を終わります。

◎経済常任委員会の所管事務調査報告

○議長（松本 勉君） 日程第4、経済常任委員会の所管事務調査報告を行います。

経済常任委員会委員長に調査結果の報告を求めます。

真鍋経済常任委員会委員長。

○経済常任委員会委員長（真鍋盛男君） 経済常任委員会では、9月26日と10月30日に所管事務調査を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告します。

調査事項、1、新しい農業委員会制度について、2、農業委員との懇談。

調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を9月26日に開催し、新しい農業委員会制度について農業委員会事務局長及び主幹から説明を受けた後、質疑を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のために出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、農業委員会等に関する法律の改正による新しい農業委員会制度等について理解を深めるため、農業委員会改革の考え方、農地等の利用の最適化の推進や農地利用最適化推進委員の新設、農業委員の選出方法の変更について説明を受けた後、委員から農地利用最適化推進員の役割や委嘱の要件、農地中間管理機構との連携の状況と必要性についての質疑や利用率の低い農地の活用、女性農業者の農業委員の任命の動向などについて意見を交わし、次回調査では農業委員の活動状況や本町農業の現状等について情報を共有し、理解を深めるため農業委員との懇談を行うことを確認し、調査を終了しました。

2、懇談会の開催、調査をするための農業委員との懇談会を10月30日に開催し、農業委員との活動状況や本町農業の現状等についての情報共有と意見交換を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のために出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、本町農業者を対象に行った5年後の農業経営についてのアンケート結果について説明を受けた後、新たな農業委員会制度における農業委員の職務やあり方についての意見交換を行い、また活動状況として農地パトロールや作況調査、利用率の低い農地の活用対応についての報告のほか、本町の農業施策のうち新規就農対策、堆肥センターの運営や農業基盤整備を進めるための行政のあり方等について意見交換と情報共有を行い、本町農業の現状と課題について理解を深めました。

以上で経済常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（松本 勉君） ただいま報告のありました経済常任委員会からの所管事務調査結果について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成30年第3回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第3回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧いただきたいと思っております。

行政報告を行います。初めに、北海道胆振東部地震災害についてご報告を申し上げます。9月6日午前3時7分に発生した胆振東部地震は、胆振地方中東部を震源として、北海道では初めてとなる最大震度7が観測されました。厚真町での震度7を初め、震度5弱以上を多くの市町で観測し、死者41名というとうとい命が失われました。このことについて謹んでお悔やみを申し上げます。

このたびの地震では、厚真町を中心に広範囲で土砂崩れが発生し、多くの方が被災され、震源地から遠く離れた札幌市や北広島市等では液状化現象による建物被害が発生しております。また、この地震により震源地に近い発電所が損傷したことにより北海道全域で停電が発生し、長時間にわたり道民が電気のない生活を強いられたことに驚きを隠せませんでした。壮瞥町では震度4を観測し、最大2日間にも及ぶ停電により、避難所を開設し、災害対応を行いました。幸い人的被害や建物被害もなく、停電対応のみではありますが、情報の伝達等に課題を残しました。

また、北海道の要請により厚真町には9月9日から9月18日までの10日間、延べ9名の職員を派遣、安平町には9月29日から10月3日までの5日間に2名の職員を派遣し、協力を行ってまいりました。9月16日には胆振西部3首長で厚真町、安平町、むかわ町の3町にお見舞いに伺っております。被災した胆振3町及び札幌市、北広島市に復興の一助となるようお見舞金の贈呈を行っており、一日も早く復興することを祈念しております。

次に、ようてい・西いぶり広域連携会議岩手県トップセールスについてご報告申し上げます。10月11日から13日までの3日間、宮古室蘭のフェリー就航を記念し、岩手県庁や岩手県内の市町村への表敬訪問及び宮古市産業まつりにようてい・西いぶり広域連携会議にて参加してまいりました。洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町は、日程の関係から10月13日の宮古市産業まつりのみの参加となっておりますが、羊蹄山麓から喜茂別町、蘭越町、ニセコ町、京極町の4町と西胆振から室蘭市が参加し、岩手県トップセールスを行っております。セールスの目的として、フェリー航路を契機に岩手県と羊蹄、西胆振との交流を促進することと北海道胆振東部地震により落ち込んだ羊蹄、西胆振管内及び北海道観光業界を盛り上げるために展開したものであります。懇談においては、フェリー就航を生かし、岩手県や岩手県内の市町村と羊蹄、西胆振の広域連携会議との連携推進について話し合わせ、今後ともより連携を深め、物流や観光に生かされることを期待しているところであります。

次に、台湾プロモーションについてご報告申し上げます。10月15日から18日までの4

日間、緊急台湾トップセールスプロモーションとして、洞爺湖町長を初め登別市、洞爺湖町と本町の観光業者等 15 名とともに台北市、高雄市を訪問し、3 市町の現状を報告し、魅力を PR してまいりました。今回は、北海道胆振東部地震の影響により台湾からの送客が激減したことを受け、誘客数の回復に向けてセールス活動を展開したものであります。現地では、台北市、高雄市で北海道旅行を企画、催行しているほぼ全ての旅行会社のキーマンと名刺交換及び懇親を深めることができ、以前と変わらぬ当地への誘客にお力添えをいただけるよう強くお願いをしてまいりました。現地の反応もよく、各社ともふっこう割を活用したプランにより冬期間の集客が見込まれることから、今後も台湾からの安定的な観光客の来遊に期待しているところであります。

次に、ファイターズ北海道 179 市町村応援大使についてご報告申し上げます。昨年 11 月に 2018 年応援大使の決定を受け、壮瞥町応援大使に田中賢介選手、太田賢吾選手の 2 選手が決まりました。本年度は、成人の日メッセージ VTR に始まり、小中学校及び高校の卒業式、入学式の際に祝電をいただき、ファイターズとの連携を深めてまいりました。また、ファイターズ応援大使決定を契機に発足した北海道日本ハムファイターズ壮瞥町後援会と連携し、町民野球観戦ツアーや応援大使タオル等を企画して町民に周知してまいりました。シーズン終了後の 11 月 21 日には応援大使 2 名が来町され、壮瞥小学校を訪問し、小学生との交流、壮瞥町後援会の発案による小学校敷地内での植樹を応援大使の方々と行っております。地域交流センター山美湖で開催された壮瞥町応援大使トークショーには 250 名ほどの多くの方が参加され、選手との楽しいひとときを過ごしております。プロスポーツ選手との交流の機会はない中、今回の機会を通して交流することができたことは町民の方々にとっても喜ばしいことと思っており、日本ハムファイターズに感謝するとともに、道民球団として応援をしてまいりたいと思っております。

以上、平成 30 年第 3 回定例会以降における町政の主なものについてご報告いたしました。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第 6、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 第 4 回定例会に当たり、次の点について質問したいと思います。

中学校統合に伴う校舎建築と小学校統合、義務教育学校等の取り組みの考えについて、以下お尋ねいたします。

平成 29 年 4 月 1 日から久保内中学校を統合し、新壮瞥中学校がスタート、31 年度は 3 年目を迎えます。壮瞥町は、平成 29 年度に平成 30 年度から 5 カ年で取り組む第 5 次行政改革実施計画案と第 2 期定住促進・公共施設有効活用計画案を策定、平成 30 年 2 月に開催

の町政懇談会で説明し、平成 30 年 5 月発行の広報そうべつでその内容を公表してきました。特に長年の懸案であった中学校を統合し、さきの第 2 期定住促進・公共施設有効活用計画の施設整備の中で壮瞥中学校を取り上げ、学校統合に伴う国費補助制度を活用しながら、現校舎付近で移転建てかえとして、壮瞥小学校との一部施設、設備の共用も視野に入れて検討と明記しております。この学校統合に伴う国庫補助制度の活用も 6 年以内と聞いておりますが、このことに関連して、以下数点について質問いたします。

1 番目、校舎建築については既に 2 力年が経過し、残された 4 力年で取り組む内容とその完成年度をどこに置いているのか。

2 番目、統合に伴う校舎建設は、有利な補助制度の活用との説明がされておりますが、有利な補助制度の内容とこの事業推進による町財政に及ぼす影響について伺います。

3 点目、現校舎付近での移転建てかえとし、壮瞥小学校との一部施設、設備の共用も視野に入れての検討とあるが、この計画案を作成するために庁内で検討し、策定とあります。その検討の中でどのような事項を視野として考え、策定したか。策定の経過内容について説明をお願いしたいと思います。

4 番目、中学校移転建築に伴う現有の体育館とプールの各施設を今後どのように利用していく考えか。

5 点目、11 月 1 日発行の広報そうべつ 3 ページに「久保内小学校平成 30 年度をもって休校とします」との見出しで、今後の久保内小学校のあり方について説明、休校とする理由として中学校統合後間もなく地域衰退への危機感が強い住民の意見もあり、保護者の要望であること、再開の機運が高まったとき手続きが容易であるとの理由としておりますが、年々出世数が減少する中で再開の機運が高まったときとはどのような状況をもって判断するのか。また、各種計画立案に当たって大切なことは、将来の人口推計と考えますが、行政が考え、まとめている将来の人口推計についての内容についても伺いたいと思います。

6 点目、今申し上げました理由として挙げている地域衰退への危機感は、学校再開ではなく、行政の地域振興を求めていると私は解釈しますが、行政はこの危機感の解消のためにどのような施策を考えているか。このことは、久保内のみならず町内全体にかかわることであることから、町全体の地域振興策についての考え方を伺いたいと思います。

7 点目、今申し上げたこの点にも関連するのですが、久保内小学校入学予定児童数を 36 年度まで公表しておりますけれども、壮瞥小学校の 36 年度までの入学予定児童数の動向、さらに壮瞥中学校の入学生徒数の動向についてもあわせて伺いたいと思います。

8 点目、中学校建設位置を小学校との一部施設との共用を視野に入れていると 3 番のところでも広報でしておりますけれども、小学校、中学校を 1 校とすることが私は必要で、将来に向けた望ましい学校教育のためにも義務教育学校等として位置づけて取り組むことが必要と考える立場から、年々減少する人口、特に出生数の減から考えるとき、久保内小学校の休校措置を統合として明記して取り進めることが必要と考えますが、このことについての考えも伺いたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の質問についてですが、壮瞥中学校の校舎及び屋内運動場は、ともに昭和52年に整備され、築40年余りを経過しております。学校の整備は大きな事業であり、町全体の行財政運営を十分考慮し、検討すべきと考えています。ご質問の完成年度をどこに置いているかにつきましては、現段階では統合6年目となる2022年度をめどに継続して検討していく考えであります。

2点目の有利な補助制度の内容と町財政に及ぼす影響についてですが、中学校校舎整備に伴う町財政への影響については、第2期定住促進・公共施設有効活用計画の財政シミュレーションの中にお示ししておりますが、設計費、建設費等を合わせて約15億円程度で試算しており、国庫補助金が約7億円、その他過疎債で約5億5,000万円と一般財源で約2億5,000万円と試算しております。その補助制度の内容についてですが、文部科学省の学校施設整備国庫補助事業の中から学校統合に伴う新校舎等の増改築や長寿命化及び大規模改修等有利な財源の活用を検討してきたところであり、統合を機に望ましい教育環境とすること、小学校や子どもセンターに近い文教ゾーンに整備することなどが有利な財源を確保しやすいと考え、検討しているところでございます。

なお、補助率等については、一定の割合と上限があり、また活用する年度における文部科学省の予算額と地方自治体の要望によって調整がなされること等も考慮に入れ、町財政に少しでも有利となるよう計画、検討していく所存でございます。

3点目のこの計画案の検討の中でどのような事項を視野として考えを策定したかについては、先ほどの有利な財源の確保と壮瞥小学校も近い将来更新時期を迎えることを考慮し、更新費用を抑えるなど施設の共用やまちづくりの総合的な観点から、建てかえの場所や整備内容について検討しているところであります。

4点目の中学校移転建築に伴う現有の体育館とプール等を今後どのように活用していくかについては、学校施設の整備の検討にあわせ、既存施設の活用も含め今後検討していく所存です。

5点目の再開の機運が高まったときはどのような状況で判断するのかについては、久保内校区の児童数が増加に転じ、保護者や地域住民から学校を再開してほしいなど地域の意向として町や教育委員会に届いた段階と考えております。また、人口推計につきましては、各種計画を策定する際にこれまでの住民基本台帳人口の傾向や国勢調査人口等を考慮して推計しておりますが、平成30年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の予測では、本町の2040年の人口推計は1,815人となっており、平成25年3月に公表されたものより80人ほど増加しております。議員がおっしゃるとおり、人口推計は大切なこととの認識のもと、今後も各種計画を策定していく所存であります。

6点目の久保内及び全体の地域振興策についての考えについては、地域振興策について

はこれまでも財政状況を考慮した上で、ハード、ソフト両面において行ってきており、今後も将来にわたり壮警町が持続し、町民の皆さんが安心して豊かさを感じながら暮らしていけるよう、これまで行ってきた施策を継続するとともに、町全体としての地域振興を念頭に町政運営をしていきたいと思っております。また、必要となる生活インフラの更新などについても必要度や優先度を見きわめ、第2期壮警町定住促進・公共施設有効活用計画の推進並びに行政改革の推進により財政の健全化を図りながら、各種施策を行っていきたいと考えております。

7点目の壮警小学校、壮警中学校の入学予定児童生徒数の動向について現在把握している人数は、2019年度、壮警小学校16人、壮警中学校25人、2020年度、壮警小学校19人、壮警中学校24人、2021年度、壮警小学校16人、壮警中学校18人、2022年度、壮警小学校9人、壮警中学校13人、2023年度、壮警小学校11人、壮警中学校15人、2024年度、壮警小学校16人、壮警中学校18人となっております。

8点目の義務教育学校と休校措置を統合と明記して取り進めることが必要についてですが、義務教育学校は平成28年の法改正により設置が位置づけられ、現在道内では5つの町村の5校で導入されています。本町では、平成31年度から実質小学校1校、中学校1校の形になることから、義務教育学校としていくことについても検討の余地はあると考えていますが、教育委員会を中心にまず小中一貫教育の推進基盤を検討、確立していく考えであります。

また、休校については、あくまで保護者や地域の皆様との協議の中で意向を踏まえた措置であることをご理解賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 答弁をいただきましたので、以下質疑を交わし、よりよい教育行政の推進を願いながら質問を続けます。

従来の説明、有利な補助制度を活用しての説明からある程度その内容が理解することができましたが、最初に確認したいのは、6年以内の取り組みとありますけれども、6年以内に校舎を完成させるのか、または6年以内に着工すればいいのか、このことについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

補助制度の規定上では、統合後6年以内に着工していれば対象となると承知をしております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 6年以内の着工といたしますと、あと4年目に工事をやってもこれは対象になるという理解するのですが、このような形では私はいけないな、やはり6年以内に完成するように努力していただきたいなと、そんな気がしてなりません。

そこで、有利な補助制度を活用しても、現段階で想定している工事費は約 15 億円との説明がありました。壮瞥町にとっては、近年にない大型公共投資になりますが、まだ想定 of 段階であるとは理解するものの、望ましい校舎のあり方、望ましい壮瞥町の学校教育のあり方については、まだ検討されていないのではないかなと私は考えておりますが、この有利な補助制度活用は校舎移転建築が必須条件と協議会等で聞いております。先ほどの答弁では、統合を機に望ましい教育環境を目指して、小学校や子どもセンターに近い文教ゾーンに整備を掲げていることから、現段階で考えている建設位置は小学校の隣接に建設すると理解してよいのか。また、この隣接地に中学校を建設した場合に解決しなければならない課題はないのか。もし課題があれば、それについても説明を願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

新たに校舎を整備する場合の検討状況につきましては、現在地での建てかえにつきましては、現在の壮瞥中学校の校舎が耐震化が図られております。したがって、危険校舎として判定される可能性が低いため、現地での建てかえにつきましては補助対象外となりまして、全額単独費での整備になると考えております。そのような中で、壮瞥町としましては、有珠山噴火災害を想定した基盤づくりが必要であり、火山防災マップ上では現在の中学校の位置は学習活動や避難所に適さないと判断し、移転整備をする場合には文部科学省と協議を行い、補助の対象とされる可能性があり、加えて文部科学省の施策である小中一貫教育を推進する観点からも採択される可能性が高いと考え、北海道教育庁の担当課と検討協議を進めてきたところでございます。以上のことから、校舎を整備する場所としては、小学校の隣接地が望ましいと考えているところでございます。

次に、課題につきましては、整備に約 15 億円と試算をしております。現下の町財政全般の見通しや新たな町有地の確保など、多くの課題があるものと認識しており、今後協議検討を継続し、慎重に判断すべき事項と考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 課題等について説明いただいて理解はできますが、そこでこの中学校校舎建築完成年度は、現段階では統合 6 年目になる 2022 年度を目途としている答弁をいただきましたけれども、教育委員会はこの建設について 30 年 5 月に町民の皆さんに公表してから教育委員会議で中学校の建設に向けての協議検討をされたか。また、教育委員会の考えている教育ゾーンとしての望ましいあり方についてどのように考えているかについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、教育委員会での検討経緯についてご説明をさせていただきます。教育委員会では、中学校の学校統合を決定した平成 26 年度から教育施設の再編の中で検討を重ねてきたと

ところでございます。検討の過程では、現在の校舎を有効活用するいわゆる大規模改修と、統合の機を捉え新たに整備する方法を軸に検討を重ねたところでございます。財源と手法を検討した中で、教育委員会では平成28年10月段階で学校統合の機を捉え、総合的なまちづくりとの関連を踏まえながら、早期に方向づけが必要として町部局とともに検討することとしたところであり、これを受け、第2期定住促進・公共施設有効活用計画に位置づけられて検討されているところでございます。

検討経過は以上のとおりでございますが、平成28年度の中学校の統合、平成29年度から現在までの小学校教育のあり方を最優先課題として取り組んできたため、具体的な検討については今後町部局とともに進めることになることをご理解いただきたいと思いますと考えております。

次に、2点目の教育ゾーンとしての望ましいあり方につきましては、保育所から小学校、中学校まで一貫して本町の子供たちを育てる環境として施設が隣接していることが望ましいと考えているところであり、今後も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 基本的な考え方は理解しました。

そこで、先ほど答弁にもありましたようにやはり課題がたくさんある。建設に当たって解決しなければならない多くの課題があるということ認識しながら、やはりいろんな課題解決のために時間が相当要すると思うのです。そういう面で計画的に進めていただきたいなど。そこで、ただ私は校舎を建築すればよいのではなく、将来の壮瞥町の教育の目指すもの、教育のあり方も十分検討することが必要でないかな、そのようなことが必要だという考えの立場で今質問しているのですけれども、小学校との一部施設、設備の共用の考えを視野に入れていること、これは先ほどの説明にもありましたように建設費の軽減につながる、これは私は大賛成であります。そういう面で、ぜひ早急に検討して、早急に取り組んでいただきたいな、そんな気がしてなりませんけれども、建設までの推進計画というのは、そういうものをぜひ立てていただきたいと思っておりますけれども、そのことについてどのようにお考えになりますか。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、将来本町の教育が目指すものについてでございます。さきの答弁でも申し上げたとおり、保育所から小中一貫して子供たちを育てる環境整備が重要と考えております。また、現在学校の教育に読み聞かせの会、食生活改善、スキー授業や農園での作業など、多くの町民の皆様にご支援をいただいているところでございます。こうした取り組みをより充実させていくため、小中一貫教育とあわせて地域とともにある学校、コミュニティ・スクールを推進する所存でございます。

次に、小学校との共用、建設費の削減につながる方策として、及び整備に向けた推進計画につきましては、今後具体の計画策定の中で検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今答弁にありましたようにぜひ計画的に進めていただきたいな、そんな気がしてなりません。

そこで、壮警町の教育の望ましいあり方、進め方については、いろんな考え方があることは想定できますけれども、私は第1に他の町村に誇れる教育を目指していただきたいな、そうすることが統合した意義があると考えております。その一つとして、今統合ということをお話ししましたけれども、29年4月には長年の懸案であった中学校の統合、そして31年4月からは久保内小学校区を壮警小学校に編入して小学校1校、中学校1校として、31年度は新たな壮警町の教育のスタートであると理解して、大変これは喜ばしいことと私は歓迎いたします。しかし、年々少子高齢化が進行し、壮警小学校、壮警中学校の児童数の減少が進んでいること、また7点目の答弁にもありましたように減少をたどっている現実を見ると、やはり久保内小学校の休校措置に私は疑問を感じております。壮警町の小学校1校、中学校1校は望ましい姿と私は理解しているのです。このために長年の歳月をかけて実現しましたが、休校措置という言葉使っておりますけれども、これはやはり壮警の教育のスタートに立ったのでないかな、そのような気がしてなりません。

町長は、再開の機運が高まったときのための休校措置との説明でしたけれども、壮警町の将来を展望するとき、久保内校区の児童数が増加に転じることを前提としていると先ほど答弁がありましたけれども、町長は本当に過去、この4月で8年の任期が終わりますけれども、この8年の間に本当に人口の増加が見られたかどうか、この点についてやはり反省する必要があるのではないかな。近い将来といっても残された任期中には無理だと思います。けれども、小学校、中学校1校とする考えが心の片隅にあるのであれば、私は統合すべき、休校というような言葉でなくて統合とすべきでないかと考えております。改めて町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 議員がおっしゃる休校ではなく統合ということ、統合ということは久保内小学校を閉校すべきという議員の考え方というふうに捉えております。ただ、私といたしましては、やはりこれまで久保内中学校、小学校のそれぞれ教育委員会を踏まえて地域の皆さん、あるいは保護者の皆さんといろいろ議論を重ねて中学校の統合にも踏み切りました。また、小学校の休校につきましては、地域の皆さん、父兄の皆さん方のそういった思い、地域の皆さん方が何とか休校として、人口が、子供さんがふえたときに再開できることを少し望みを持ちたいということだというふうに私も思っております。

今議員が町長は人口がふえるというふうに認識しているのかというご質問ですが、今まで私が8年間この任期務めさせていただきましたけれども、300名ほど減少していることは事実であります。しかしながら、これはあくまでも否定することではなくして、やはりいつか人口がふえる、あるいは子供さんがふえていくことを望みを持ってまちづくり

を進めていきたい、そんな思いであります。私の任期中にこれが実現できないかもしれませんが、近い将来何とか人口増に転じてくれればなど、そんな思いは持っておりますけれども、先ほど申し上げたように人口減少、日本全体の人口減少も進んでおりますし、また子供たちの出生率も下がっておりますけれども、望みを持つということが私は大事ななというふうに思っております。そのことで久保内地域に1校は何とか残したい思いは就任当初はありましたけれども、子供の教育環境を考えたときには壮瞥小学校のほうに一緒に教育をさせて、久保内小学校は休校とさせていただきたい。これは、議員もどうかご理解いただきたいのは、地域の皆さん方のお気持ちを察していただきたいと、そんな思いであります。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 町長の考えはわかりました。

そこで、毎月1日に広報そうべつが各戸に配布になっております。その中の最後のほうのページ、最後といっても後ろから四、五ページ目ですか、そこに戸籍の動きというのがあります。それを30年1月からつい最近の12号までをずっと見ました。そうしますと、1月号にはこれは2カ月ぐらい前に誕生した子供の名前が出ておって、それは2名でした。そして、6月号から同級生として入学する子供、その数が名前が出ておりました。全体で9名なのです、現段階で。けれども、久保内校区の名前を見ると1名でした。また、これから来年の4月1日までが同級生になるものですから、まだ何名生まれるか私は承知しておりませんが、そのように現実を捉えた中で私は行政判断していただきたいなど、そんな気がしてなりません。そういうことも申し上げておきたいと思っておりますけれども、そこで町長は休校措置として認識したのは、私は8月17日開催の平成30年度第1回壮瞥町総合教育会議で、そのときの議事は久保内小学校の今後のあり方でした。私も傍聴させていただいたのですが、その会議の中で気になるような言葉がありました。その気になる言葉を確認するために議事録、これはインターネットで見ることができますので、議事録を読ませていただきました。事務局の説明、教育委員さんの発言、教育長の話、町長から11回も次のような言葉が出てきたのです。それは何かというと、地域で組織している任意団体の未来塾、この言葉が先ほども言いましたように11回出てきているのです。そこで、町長は行政の立場でこの未来塾をどのように認識し、評価しているかについて伺いたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） この未来塾に関しましては、東部地域の若い人方を中心に、任意として組織をされている団体というふうに認識しております。この未来塾は、久保内東部地域のさまざまなことについて意見交換をし、地域の振興等、あるいは将来についていろいろと議論をされている団体というふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 未来塾に対する認識はわかりました。

次に、これからの壮警町の教育のあり方について質問を変えていきたいと思います。8点目の質問で、小学校、中学校を各1校とすることが必要で、将来に向けた望ましい学校教育のためにも義務教育学校等として位置づけて取り組む必要があるのではないかとこの質問をいたしました。そうすると、先ほどの答弁にもありましたけれども、義務教育学校を私は限定したわけではありません。これからの望ましい教育のあり方について考えることが必要でないかということで実は質問したのですけれども、今小中連携だとか、さらに小中一貫教育という言葉が使われ、またそれを実際に実践しているところも数多くあります。それぞれの教育手法については、メリット、またはデメリットがあることは承知しておりますけれども、今後中学校建築で教育ゾーンを目指すのであれば、従来も取り組んでいますけれども、幼小中の連携、この教育をさらに充実していただきたい。例えば幼について限定していいますと、年長組になったときに保育から幼稚園的な要素を持たせた、加味した保育のあり方を検討する。そうすることによって私は教育ゾーンとして、さらにこれからの壮警町の教育のあり方について、一つの例ですけれども、今申し上げたのは一つの例ですけれども、そういう教育のあり方について私は検討していただきたい。そして、他の町に誇れる壮警の教育を目指していただきたいということをお願いしておりますけれども、このような考え方、教育ゾーンの充実のため、幼小中の一貫性を目指してぜひ実現していただきたい。このことについてどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 全般的なことですので、私からご答弁をさせていただきたいと思いますが、本町ではこれまでも壮警町の子供たちは地域全体で育てることを基本に、保育所、小中、そして高校も連携して、知、徳、体のバランスのとれた育成と恵まれた自然とすばらしい地域資源が豊富である壮警町について理解を深め、郷土愛を育むふるさとキャリア教育を学校と社会教育が協働し、先ほど課長からもありましたとおり、多くの地域の皆さんの協力を得て取り組んできたところであります。

教育委員会といたしましては、この置かれた教育環境を最大限生かし、学習指導要領や道教委の諸計画、施策を踏まえ、各年度定める教育行政執行方針にしっかりと位置づけ、それに基づきこれまで培ってきました伝統と基盤をさらに進化させ、保育所も含め小中一貫教育の基盤づくりをまず推進するなど、議員の皆様や町民の皆様、そして保護者の皆さん共通の願いである地域の宝、子供たちの知、徳、体のバランスのとれた成長に結びつける成果を導き出すなど、教育の力で地域振興を図る所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 町民の皆さんも望んでいる教育の充実といいますか、そういうものに全力で取り組んでいただきたい。と思います。

そこで、先ほども答弁ありましたけれども、中学校の校舎が完成した後の体育館やプールの活用についてであります。私は建設されてから相当年数はたっているけれども、体育館は町民体育館としてぜひ残していただきたい。社会体育、地域のスポーツ振興、またいろいろな活動に生かせるようにしていただきたい。また、プールについても、これは完成したのは昭和 53 年の年だったと思いますけれども、相当年数はたっておりますけれども、やはり年数がたったからでなくて、これから活用していくということを前提に、メンテナンスですか、修理が必要なところは修理するだとか、そういうことをして、できるだけ長く活用できるような方策を考えて存続させることが必要でないかな、そのように考えますけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、既存の体育館とプール等の活用につきましては、学校施設の整備の検討とあわせまして、既存の施設の状態や財源の確保等のめども含めながら検討することとなります。佐藤議員からいただきましたご意見につきましても参考意見として踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今まで教育を中心にして質問させていただきましたけれども、最後の質問にしたいなと考えております。

小学校の休校措置、これは地域衰退の危機感を町民の皆さんが持っているということのあらわれでないかなと思いますけれども、裏を返してみると行政は地域振興策をどのように考えているか、実施しているかに尽きるのでないかなと考えます。近年財政状況が悪化したことによって行財政の見直しを前面に押し出し、住民の皆さんに負担増をお願いすることが出てきております。そこで、最後の質問としますけれども、先ほどの答弁の中で、町民の皆さんが安心して豊かさを感じながら暮らせるようにこれまで行ってきた施策の継続という答弁をいただきました。これはそのとおりだと思うけれども、やはりもう少し具体的に、今までこういう施策をやってきた、それを継続するのだという具体例を挙げてお話しいただければ町民の皆さん理解できるのでないかと思っておりますので、具体的に町民の皆さんが安心して暮らせるだとか豊かさを感じられる施策、現在こういうのを行っているのだ、具体例を挙げて説明をお願いしたいなと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ただいま地域振興等についてご質問いただきましたけれども、これまでも各議員の皆さんから振興策についてご質問をいただいていた。その折ご答弁した内容と重複いたしますけれども、私は従前は振興策といいますと各地域に集会的なふれあいセンターのようなものを建設して、その地域で有効に活用してもらい、そういったことが地域振興の一つというふうに捉えておりましたけれども、これほど人口が減ってきた中で町民が効率よくそういった施設等を利用しやすい、そういった環境にしているつもりでございます。

例えば東部地域におきましては、青少年会館が老朽化しておりますので、改善センターのほうに体育館の床の改修をして、そういったスポーツで使いやすいようなフロアにいたしましたし、また改善センターの中に研修ですとか、あるいは宿泊研修に使っていただいて、交流人口を少しでもふやしていけるような施設、例えば洗面所の設置でありますとかトイレの改修等、そういったこともやってきたつもりでもございます。

また、改善センターの前には久保内地域の人口の増につながればなという思いの中で8戸の住宅、特公賃住宅を建設をさせていただきました。これは従前からの計画の中の一つでありましたけれども、私は建設するという判断で取り組みをさせていただきました。

また、滝之町、立香、湖畔周辺においては、施設が使いやすいように場所をまず集約して、保健センター、役場の交流センター、あるいは信金等と一緒に地域で町民の皆さんが行動しやすい、または利用しやすいような方向で進めてきたつもりでもございます。今の時代、車で10分少々の区間の中で皆さんが集まっていただけの交流センターと、あるいは久保内の改善センター、この2つの施設を町民の皆さんが有効に活用していくことが壮警町の振興につながっていくのだろうというふうに思っております。それは、財政的な面でもございます。

また、今第1期の定住促進と公共施設有効活用計画の中で、住民サービスの一つとして施策として取り組んできたものがまずは町民の皆さんが住宅を建てかえたい、あるいは町外から壮警町に来て移り住みたい、そういったときの住宅の取得の支援でありますとか、あるいは自分のうちが古くなって、改修して住みやすいものにしたいという皆さん方にはリフォームの支援でありますとか、また空き家改修の補助もして、そして誰かに貸して使っていただくことがその方にもいいと思いますし、また町外から来てその空き家に移り住んでいくことが人口増の一つにもつながっていくのだろうというふうに思って、そういったことも政策として取り組んでまいりました。

また、保育所の開所時間、これは子育て支援でありますので、開所の時間を働いているお母様、お父様のために7時半から受け入れをして、夜の6時半までお預かりをする、そういった長時間保育、11時間保育も実施をしてきております。

また、子供の養育していくために病院代、子供さんが病気になったときの中学生の医療費の補助も全額無料ということで実施をさせていただいております。

また、私が初めて立候補したときの4つの施策のうちの1つの人に優しいまちづくり、これがやはり町民の皆さんが安心して暮らしていけるまちづくりにつながるような施策を取り組んできたつもりでもございます。

また、高校生の通学の医療費の半額補助も、これは以前は10カ月でしたでしょうか、それを12カ月に拡大したというふうに考えております。

ですから、壮瞥町に住んでいる皆さん方が子育て世代から高齢者の皆さん方の生活のためにも……もう一つ大事なことを忘れておりました。申しわけありません。町民の皆さん誰でもが利用できるコミュニティータクシーも議員ご承知のとおり運行しておりますので、町民の皆さん、多くの皆さんがこれを利用して、町内を行き交っていただきたいという思いもございませし、また伊達市、洞爺湖町の病院に、これは移送サービスになるのでしょうか、従前は高齢者、独居世帯ですとかさまざまな制約がございましたけれども、全ての方がこれを利用して病院に行ける、あるいは町内の病院にも行ける、そういった公共交通システムを構築してきたつもりでもございます。そういったことが町民の皆さんが安心していつまでもこの町に住んでもらうための施策ではないかなというふうに思っております。

以上、振興策について述べさせていただきました。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） このように広範にわたって取り組んでいる。そこで、今の説明の中に交通費のことをちょっと触れられておりましたけれども、町長の見出しの言葉は医療費という言葉を使ったのではないかと思うのですけれども、交通費の拡大ですね。私そのように聞いたのですけれども。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 申しわけございません。これは、子供の医療費の無料化です。交通費というのは、高校生の通学補助ということでご理解ください。

○議長（松本 勉君） 次に、4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私のほうからは、町政執行における各行政課題の総括と今後の進め方について伺いたします。

質問要旨といたしまして、佐藤町長が町政を担われ、2期8年のうち残り任期もあと4カ月となってまいりましたが、これまで進めてこられた町政施策の課題の総括と今後の方向性について伺いたい。

1点目、農業振興策と観光振興策について。

2点目、福祉施策について。

3点目、人口減対策について。

4点目、災害関連対策について。

5点目、教育施策について。

6点目、行財政健全化策について伺いたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 4番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の農業振興策と観光振興策について、就任当初より農業の振興については担い手支援策、農業所得の向上対策、農業経営における経営基盤強化に向けた対策が必要であるとの考えのもと、この3つの対策について具体的に事業を進めてまいりました。

担い手支援対策については、高校生への農業実習や農業法人等への雇用奨励制度による次世代の経営者を育てるための支援、農業所得向上対策については高収益作物の拡大推進を目指したハウスや作業効率の向上機材購入への支援、経営基盤強化に向けた対策については鳥獣被害防止対策実施隊の結成による組織的な駆除対策の実施、老朽化が著しい用排水路の計画的更新のための長寿命化計画の策定など、担い手支援から農業被害防止に至るまで総合的に対策を講じてまいりました。また、就農実習者の支援策として農業研修シェアハウスの整備を進め、雇用就農や新規就農へつながる体制の整備に努めてきました。町長に就任したころよりさらに後継者問題が深刻となるなど、課題が大きいと認識しておりますが、課題解決に向けJAとうや湖農協や農業委員会等とともに連携し、新規就農者支援体制のあり方や地域の課題に協働して取り組むことが必要と考えております。

また、観光振興については、私の就任当初は東日本大震災等の影響で年間観光客が低迷し、官民協働で取り組んだ誘致活動により復活していたものが9月6日の胆振東部地震による全道一斉停電により外国人観光客の入り込み数が激減したことは承知のことと思えます。当地域が被害もなく、安全である旨の官民協働での誘致活動に取り組み、徐々に復活に向けている状況にあります。既に報道されておりますとおり、洞爺湖温泉地区への高級ホテルの進出や壮瞥温泉地区の保養所跡への高級ホテル進出が予定されており、地元雇用の増加や定住人口の増加などに期待をしているところであります。

2点目の福祉施策については、子育て環境の充実を図るため平成25年8月から開始した中学生までの医療費無料化事業の取り組みを継続しており、子育て世代の経済的支援に寄与できたものと考えております。また、子どもセンターを利用する方の利便性を向上させるため、保育所と児童クラブの開所時間を延長したほか、近年の夏の暑さ対策としてクーラーの導入を実施いたしました。しかしながら、近年の人口減少に比例するごとく子供の数も減少しております。少しでも壮瞥町で多くの子供を産み育てることができるような支援策を検討しながら、子育てをしやすい環境整備に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、高齢者等の交通弱者対策であるコミュニティータクシーは、利用者にとって利用しやすいものとなるよう運行時間の見直しを図るなどの対応を進めてきました。現在では運転免許証の自主返納制度もあり、人口減少がある中で町民の足として浸透してきたものと評価をしております。今後も利用のしやすさや費用負担のあり方を検証しながら、事業を継続していく考えであります。

介護保険制度に基づく地域包括支援センターについては、委託方式から町直営方式への転換や職員体制の見直しを行い、体制強化を図ってまいりましたが、超高齢化社会の到来

に伴う介護需要の拡大を見据えながら、今後も高齢者等の生活を支え、適切で持続的なサービスを提供していくよう努めてまいります。

3点目の人口減対策について、就任当初の人口が2,865人でありましたが、直近の10月末で2,529人となっており、約7年間で336名ほど減少しております。出生数より死亡数が多いことや一時的に転入者数が転出者数を上回っている年もありますが、平均すると転入者数より転出者数が上回っていることなど、その要因の原因はさまざまであります。日本全体で人口減少が進んでいることから、本町だけ増加させることは難しいことと思っておりますが、何とか現状人口を維持したいとの思いから、子育て応援住宅の建設や新築、リフォーム助成制度の創設などに取り組み、減少のスピードを穏やかなものとさせてきました。今後も財政運営に配慮しながら、ソフト事業を呼び水の一つとして継続して取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の災害関連対策について、防災に配慮したまちづくりとして、就任以来有珠山噴火を初めとする自然災害時に人的被害を最小限とするため、まず第1に住民の皆さんが安全に避難するための対策を進めてまいりました。1つ目は、役場職員の災害対応能力の向上を図るため、防災アドバイザーの岡田先生の協力をいただきながら、噴火災害等の図上訓練と実働訓練を実施し、認識の習得と会得に努めてきました。2000年の噴火から18年を経過し、次期の噴火災害が5年後なのか、10年後なのかは不明ながら訓練は必要なものと考え、継続してまいります。

また、異常気象時の緊急対応も近年毎年のように発生していることから、限られた職員数の中での対応と災害対応による財政負担も大きく影響している状況となっておりますが、避難所対応などにも継続して対応してまいります。

2つ目は、防災備品や防災設備の整備であります。平成25年度に策定した防災備蓄計画に基づき、冬期間や夜間に必要となる備品について補助金等も活用しながら、計画的な整備を進めてきました。今後は、防災備蓄品等の計画的な更新を進めてまいります。また、電波法の改正を受け、防災行政無線のデジタル化を進める必要があることから、平成31年度から取り組む考えであります。

3つ目には、住民の皆様への防災に対する啓発であります。行政における災害対応にも限界があることも事実であります。災害発生時には、まずは自助と共助をお願いしたいと思っております。各家庭での最低限の防災用品と非常食料等の備蓄をお願いしたい。その後は公助としての役割に基づき、対応してまいりたいと考えております。

5点目の教育施設については、少子化の中、子供の教育環境の充実と改善などを図ることが必要であるとの考えから、地域の皆様のご理解をいただき、久保内中学校を壮瞥中学校に統合することができました。また、久保内小学校も児童の減少に伴う複式学級の教育編成が困難であるとの見通しから、平成31年度から久保内小学校を休校の措置にすることといたしました。一定程度の期間児童数の推移を考慮しながら、いずれは本町における教育環境として小学校1校、中学校1校の体制になるのではないかとというふうにも考え

ております。

壮警高校については、先般創立 70 周年の式典がとり行われたことはご承知のことと思いますが、以前より議論がなされてきました校舎移転問題や老朽化の対応などがありました。校舎の移転をせずに現在地で当分の間は存続させることとしております。西胆振学区の生徒数の推移や道立高校の配置計画の推移を検証しながら、また町財政状況等を考慮しながら判断する必要があると考えております。

6 点目の行財政健全化策について、既にお示しをしているとおり、各種計画を策定し、取り組みを進めておりますが、主として壮警町総合戦略、壮警町定住促進・公共施設有効活用計画、壮警町公共施設等総合管理計画、そして第 5 次壮警町行政改革大綱及び第 5 次行政改革実施計画等を基本としております。特に第 5 次行政改革でお示ししているように町財政収入の約半分を占める地方交付税等の減少が大きく影響しており、今後も減少する見込み予想のもとに各種歳出削減に向けて取り組みを進めているところであります。老朽化していく公共施設の整理と役割の統合などを進め、必要となる新たな投資ができるような財政運営を進める必要があると考えており、より一層の取捨選択が求められるものと考えております。計画では、平成 34 年度に基金残高が現在より半減する予想となり、厳しい財政運営の中では一般財源の確保が大きな課題となり、さきに申しあげました新たな企業の進出予想もあることから、一定の税収入を期待しながら、本町にある資源や優位性を生かしたまちづくりを推進していく考えでおりますので、議員の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） それでは、答弁に沿って再質問を進めます。

まず、質問 1 点目のうち農業振興策についてですが、答弁では必要な対策として、1 つ目に担い手支援対策、2 つ目に農業所得の向上対策、3 つ目に農業経営における経営基盤強化に向けた対策など 3 つの対策を柱とした事業を進めてきたということでございます。そのうち 1 つ目の担い手支援対策については、近年の少子高齢化時代を迎え、農業の後継者不足からくる農業の担い手の確保は、農業振興を図る上で一番難しい課題であると考えております。雇用奨励制度等による次世代の経営者を育てるための支援策や農業研修シェアハウスについては、まだまだ目に見える大きな成果は出ていないと思いますが、今後に向けては大きな効果が期待できると思っております。しかし、高校生の農業実習については、本来農業高校として授業カリキュラムの中で必要なものであると思うので、まして私どもの町から地元農家の出身子弟が少ない現状では、農業振興策上の担い手支援対策にはならないと考えますが、その辺についての考え方をお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1 点目のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、雇用奨励制度等による支援でございますけれども、これは農業法人雇用奨励貸付金制度につきましては、平成 26 年度に制度を創設し、農業公社の行う農の雇用事業活用終

了後2年を経過してなお継続雇用をしている農業法人に対して長期にわたる雇用を支援するものであり、徐々に定着はしてきているものと思っております。

また、農業研修シェアハウスについては、ことしの4月にスタートしたばかりで、まだ実績を評価できる段階ではありませんけれども、就農フェア等に参加し、PRをした成果も出てきており、今後も継続して就農者の雇用対策の呼び水として活用していきたいと考えております。

また、壮警高校の生徒さんが研修農家に研修しているものにつきましては、平成26年度から開始し、これまで100名の生徒が実習を行っております。確かに地元の農家の息子さんが高校に入学するのは少ないということではありますけれども、後継者や担い手確保対策としては即効的なものはないというふうに思いますけれども、これまで壮警高校で学んだ方が近隣町から壮警町に来まして農業をしております。そういった実態もございますので、まずは壮警町の農業の実態に触れてもらい、将来的に何らかの形で壮警町の農業にかかわってもらいたい、そんな思いで続けていますので、この点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 町の考え方、もしくは支援策については、私も重々理解しているところでございますけれども、私の個人的な感想で壮警高校の部分についてはそういう形で発言させていただきました。

私以前の一般質問の中で、農家の高齢化によりますます遊休農地が発生してくる可能性があり、別の視点から農業を担う人たちが農地の集約化に向けた取り組みや地域が協力して計画的、組織的に農作業を行う集落営農への転換など新たな農業経営のあり方、これについて町のほうでも研究が必要であるという、そのような見解が述べられておりました。また、ほかの議員からの質問に対する答弁でも、土地利用型農業の担い手として第三者継承の可能性の検討も必要であるということが述べられておりましたが、その辺についてその後それがどのような検討をされているかという部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） それでは、担い手対策についてご答弁申し上げます。

本町は、平成28年度より担い手対策について協議検討を重ねております壮警町農業担い手プロジェクトの農家へのアンケート調査を実施しております。これは、農家の皆さんが5年後、10年後農業をどのように考えているかというアンケートを実施いたしました。その結果、農家を今後高齢化によって年をとったので、やめたいという方、あるいはこれから規模を拡大したいという、そういった方々、農家の皆さん方のやめたいという方々の農地を足していきますと、大体115ヘクタールぐらいの農地がこれから遊休になっていくという見通しでございますけれども、これを借りたいという人の面積と合わせますと均衡がとれているというところでもございます。ですから、遊休農地の発生は避けられるのではないかなというふうに思っております。今後も農業委員会との情報共有により、農地の

担い手への集積を進めているところでもございます。

また、先ほどの集落営農についての言及でございましたけれども、町といたしましても以前にこの集落営農ができないかどうかということで農業普及改良センターの協力もいただいて、一実行組合のほうでこの集落営農が地域でできないかどうかということを経営の皆様と役場、そして農業普及センター、農協が入っていただろうか、その辺ちょっと不明ですけれども、そういった方と地域の皆さん方が議論をして、この集落営農についてできないかどうか議論させていただきましたけれども、それぞれいろんな思いがございまして、集落営農までには至らなかったのが現状でございます。

また、近年は、集落営農ではございませんけれども、ブロッコリーの生産する農家が非常にふえております。これを共同生産、出荷体制、これも共同で出荷体制を組織的なものの動きも出てきておりますし、またこの例を参考に集団的な農業経営についても研究を進めていきたいというふうに思っております。

また、さらに第三者継承ということにも触れておりますけれども、現在力を入れておりますのが雇用就農の担い手確保対策を継続的に今進めているところでもございます。行く行くは雇用就農された方が壮瞥町の農業を担っていただける人材の確保になるよう努めていきたい、今後も力を入れていきたいというふうに思っております。

この第三者継承というのは、新しく農業を目指す方が農家に入って技術指導を受けて、そのうちの農地、あるいは畜産でありますとか牧場等を全く親族でない方が就農することが第三者継承になるというふうに思っております。ですので、この雇用就農もやはり人材を見きわめる上でも大事なことではないかなというふうに思っております。農家に行って、働いて給料をいただきながら農業技術を身につけて、近い将来壮瞥で就農をしていただくことを願っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 先ほど土地利用についてアンケート調査をやって、やめたい人、それと規模拡大したい人と。これについては、おおむね均衡がとれているということでございますけれども、数字的な部分でいえば確かに土地を放したい人、それから土地を求めたい人は均衡がとれているのは、これは理解するのですけれども、本来農業経営する場合に自己所有地といいますか、自分で経営している畑地があって、それに隣接していなければ効率性はなかなか上がっていかないと。ですから、ただ単に数字的に出てくるであろう遊休農地と必要とする農地の数字が大体同じぐらいだから、それで間に合うだろうではなかなかないかな。やっぱり条件的な部分もあるでしょうし、飛び地ではその土地を求めるといふところまではいかないと思いますが、その辺についても対策等を考えておられるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 議員がおっしゃるとおり、壮瞥町の耕地の配置等を見ますと、小

規模農地が点在しながら壮警町の農地があるわけでありまして、借りている方が遠くまで行って耕作をしなければならないというような、そういった条件はうちの町の農地の状況を見ますとそういう状況になるというふうに思っております。議員のおっしゃるよう移動する区間ですとか、いろんな意味で効率は悪い、それは確かであります。

その対策を今後どうしていくかということでもありますけれども、農地を所有している方のさまざまな考え方がございますので、そういったことを調整することも今後は農業委員会、あるいは担当とどのような方向でこのことが解決できるか検討していきたいというふうに思っております。

また、先ほど貸し手と借り手のバランスがとれているというお話ししましたけれども、私が一番将来的に心配していることは、賃貸はすれども、売買がされない、売買集積がされないということが今後大きな課題であろうというふうに思っております。そんなこともどのように解決していくことが望ましいのか、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 先ほど雇用就農を今の段階では力点を置いていると。これについては理解できます。雇用就農から行く行くは独立した営農に入っていただくという部分については、これはそういう形で農業を知ってもらって、農業のおもしろさを感じてもらって農業に入ってもらおうと、これは大事な視点だと思っております。それはそれで雇用就農をしっかり進めていただきたいと思います。

まず、1点目、2つ目の農業所得の向上対策ということでございますが、これについても過去の質問でこれまでも何回か取り上げられておりまして、町内ではもうかる農業を目指して収益性の高い作物への転換、それと施設園芸作物等の導入を進めてきたということだと思いますが、何せ農産物というのは気象条件などによりまして、さらに市場原理にも左右されると。ですから、これらの対策として地元農産品を活用した加工品の開発支援ですか、これを積極的に進めていく必要があるだろう。これらの加工品が販売につながっていけば、もうかる農業として安定的農業収入が得られる。農業収入の確保につながっていくことになると思います。

ただ、町では、ともすれば商品開発や特産品開発といえは業者に丸投げ的に外注する例が多く見られておりまして、これではコストがかかり過ぎているだろうと。これが直接生産者の農業所得向上につながっていけばいいのですけれども、なかなかそうはなっていない現実はあるだろうと。例えば先日、12月の6日でしたけれども、壮警高校で実施されておりました農業クラブの校内実績発表大会、私も見せていただきましたが、本当に身近な農産品等を使った加工事例がありました。すばらしいアイデアも多く発表されておりましたが、こういう身近な事例、身近な発想から生まれた加工品開発、これは官とそういう学校との、学校だけに限らないとは思いますが、農業者、そういう方たちと連携したような取り組みを積極的に進めていく考えはないかということをお伺いしたいと思います。

す。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） それでは、農業所得向上対策についてご質問がございました。生産性向上対策事業につきましては、私が就任当初から農業振興の施策として取り組んだ事業でございます。農家の皆さんがもうかる農業を目指していただきたい、そんな思いの中から平成 25 年度から 28 年までの 4 力年間実施をして、ハウスでありますとか、あるいは農業機械の導入に対しまして補助を交付し、機械や施設の整備による収益性の向上を支援してまいりました。農作物の付加価値を高めることを目的として、平成 25 年度から特産品開発支援事業補助金を創設し、農業者等の積極的なチャレンジを支援をしてまいりました。また、農業者と商工観光業者の連携により、農産物の生産と販売までを総合的に支援する農商工連携事業支援補助金を創設いたしまして、シードルづくり実行委員会の活動も支援をしてまいりました。

これらの取り組みによりまして、農産物直売所サムズでの壮瞥町の農産物を使った加工品の売上高が過去 5 年間で 51%増加するなどの成果も上げられております。今後も農業者の積極的な挑戦を支援するとともに、販売促進、PR 活動などへの支援も必要であると認識しております。

また、壮瞥高校の研究発表の成果については、私当日は胆振東部のほうにお見舞金を持っていった関係上拝見することはできませんでしたが、担当課から非常にすぐれた研究がなされているというふうに報告を受けております。また、一部では道の駅で毎年のように開催されているそうべつグルメマルシェにも出品されており、人気商品となっております。こういった顧客と直接触れ合う機会を提供するとともに、農業研修シェアハウスの例のように、高校生が考えたシェアハウス、これを町としては取り入れて農業研修シェアハウスを建設し、ことしから供用しておりますけれども、このように高校生が発案された事例につきましても今後とも取り入れることに研究していきたいというふうに思っております。

また、農産物加工販売に対するアドバイスをされる方は、それは必要であるというふうに思っておりますけれども、そういったアドバイスを促す仕組みづくりについては、特産品開発など商品が生まれた次のステップとして必要なことであると認識しておりますので、今後研究していきたいというふうに思っております。

先ほどご質問の中で特産品開発のために製造をよそに外注、業者に丸投げをしているということで、実質的なもうけに余りつながらないのではないかとご質問をいただきました。確かにうちの町そういった製造する場所がないものですから、どうしてもそういった業者のほうにお願いをして、委託してつくっていただくしかないのかなというふうに思っております。ただ、自前でやっている方も農家の皆さんの中にはいらっしゃいますので、そういったことも農家の皆さんの努力によって何とか自前でできないか研究していただきたいというふうに思いますし、また今後そういった皆さん方の意見交換をしながら、この

特産品開発に向けては支援をしていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 特産品を店頭に並べて、サムズの売り上げはかなり伸びたということ、これは理解できます。品数がふえたということで、ただ実質的なその製品をつくるためのコストから考えたら、純利益には多分そう大きくはなっていないだろうということは感じております。

ですから、同じ特産品でももうちょっと安価な特産品といいますか、例えばポッカサッポロがりんごサイダーですか、そういうものを発売していると思うのですが、要するにそれ自体は業者が業者の戦略としてやっているということだとは思いますが、特産品としても世に出すのであれば、一般町民、もしくはほかの地域の方々も求めやすい価格で販売されるべきだろうと。シードルは、確かに物はいいというのはこれは理解できますけれども、それ自体が我々一般町民になじむものかといえ、余りなじまないかなという思いは持っておりますので、先ほど言った高校のアイデアなんかも生かして、これは高校生は実際町内にあるいろんな産品を使って研究しておりますから、それを積極的に加工品のほうに生かすことができれば効率もよくなるだろうし、最終的にはそれを町内で加工する業者があらわれるというのが一番いいとは思いますが、これはやっぱり設備投資の問題もあるでしょうからなかなかうまくいかない。ただ、結果的にいえばシードルなんかは、最終の着地点というのは町内でシードルをつくる人たちがあらわれるところまで持っていかなければ、最後に補助金がなくなったら事業が終わってしまうなんていう話にもなりかねないので、その辺については慎重に補助事業のあり方も含めて見きわめてやっていただきたいと思っております。

次に、農業所得の向上対策についてさらにお伺いいたしますけれども、農業所得の向上対策は担い手対策にも大きく影響しているものでございまして、農業後継者や就農希望者が農業に魅力を感じなければ農業が職業として敬遠されることになってくると思っておりますので、農産物の生産技術や販売力の向上、加工品開発、それともうかる農業につながる環境整備をしっかりと整え、これらの情報、それと農業の魅力をしっかりと伝えていくことが大事になると思うのですが、その辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） それでは、ご質問に対しまして私のほうからご答弁申し上げます。

先ほど町長の答弁の中でも一部ありましたが、議員のおっしゃるとおり、加工品販売などを行うことによりまして農業所得の向上につながり、それが農業後継者の意欲につながっていくという展開については、町といたしましても認識しておりまして、そういった手法についても検討しているところであります。

そのキーポイントとなりますのは、やはり人材でないかと考えております。農産物の生産だけではなく、加工から販売、そしてそのPRとなりますと、専門的な知識を持った人材の確保、召喚というのが必要かと考えておりまして、そういった中で単発のアドバイザーを召喚する事業はあるのですけれども、なかなか単発というのもその成果が見えにくいということから、例えば長期的な人材確保ということなども視野に入れまして、今後国のほうも新たな移住政策等の着手も情報が入ってきておりますので、さまざまな制度を活用をにらみつつ、今後もそういった人材の確保等に研究、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 了解いたしました。

それでは次に、1点目、3番目の経営基盤強化に向けた対策についてをお伺いいたします。これが取り組みの形としては外に一番見えやすい対策だとは思っております。答弁では、農業関連のインフラ整備、さらには農業施設等の維持管理、鳥獣被害防止対策等の取り組みが最終的には経営基盤強化につながっていくということ、その部分については理解するのですが、一方で町長が日ごろ言われております農業の基本は土づくりであるとの信念から、町内農業の土づくりのツールとして堆肥センターの運営がされていると思っておりますが、これが将来にわたる施設の維持管理コストを考えた場合にほかの方法による安価な土づくりの方法も検討する必要があると思うのですが、その辺についての考え方あればお示し願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 堆肥センターの運営について、土づくりについてでございますので、私のほうから答弁をいたします。

堆肥センターの運営コストは、議員ご承知のとおり、平成28年度から製造方法の転換によりまして、光熱水費あるいは燃料費など大きく減少しております。また、経費、コスト削減のためにも現場で常に作業員の皆さんが努力を重ねているところでもございます。また、製造方法も変えて、なるだけコストが安価になるような今体制づくりで堆肥を製造しているところでもございます。また、施設自体も13年を経過しておりますので、そろそろ経年劣化の問題が徐々に表面化しております。例えばフィルムの劣化でありますとか、いろんなところに劣化現象が見えております。

このような状況の中でありましてけれども、なかなか経費全体の圧縮にはつながっていな

ということも現状ではありますけれども、今後も大きく修繕など改修コストがかかってくる可能性があります。また、さまざまな角度から施設の維持については検討を加えながら、継続していききたいなというふうに思っております。

ただ、今議員のおっしゃるとおり、土づくりに対しましてこの堆肥センター運営のほかにもっと安価な方法がないのかというご質問であります。議員のほうからは、堆肥購入補助制度などについてのご質問かなというふうに伺っております。ですが、それも一つの方法だというふうに私は思っておりますけれども、堆肥センターが今ある現状では、やはりこの堆肥を使っていたきたいという思いがございます。また、これら農家の皆さんの約半分近くの方々が使用していただいている現状にあります。徐々にそういったことが浸透してきて、今後多くの皆さんに使用していただくよう我々も販売に向けて努力を重ねていきたいというふうに思っております。当面は良質な堆肥生産、そして施設運営コストの削減、堆肥利用増の取り組みを進めながら、町内農家の土づくりを支援をしていきたいというふうに考えております。

議員がおっしゃるご心配されている運営コストがかかっておりますので、その点については今後も十分検討して、土づくりにもう少しほかの方法があれば研究していきたいというふうに思っております。ただ、どこの堆肥を農家が購入されるかそれがわかりませんので、なかなか堆肥購入に対しての補助制度というのは難しいかなというふうに思っているところでもございます。

以上であります。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 新たな補助制度といいますか、これはやっぱり今の情勢ではなかなか難しいのかなとは思いますが、センター自体が今後大規模な改修等が発生するという可能性も出てくるわけですから、そうなったときにあくまでも堆肥センターを維持していくのかという部分については、やっぱり検討しておく必要があるのかなと。これについては、また後ほど最後の私の質問とも関連してくるので、このぐらいにとりあえずしておきたいと思えます。

次に、質問1点目の後段でございます観光振興策についてでございますが、答弁では近隣市町とも連携して進めてきた誘致活動の成果がその部分については理解するところでございます。ただ、追い打ちとなってしまった胆振東部地震の影響は、まだまだ計り知れない面があると思えます。もともと観光産業というのは、観光客の人気によって左右される業種であると思えますので、町がこれまで行ってきた誘致活動やPR活動は必要だと思えますが、その効果がいつあらわれてくるのかと、それはなかなか見えてこないのかなと思えます。ただ、答弁にもあります町内進出予定の高級ホテルなどには期待するところでございますけれども、その動きが私どものほうにはまだいま一つ見えてこないというのが実感でございます。現状での情報はどうなっているかと、もしお知らせいただけるのであればお知らせ願いたいと思えます。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 壮瞥温泉と字洞爺湖温泉のほうに進出予定のリゾートホテルの今後の見通しについてのご質問でございますけれども、1カ所、字洞爺湖温泉のほうの元新日鐵保養所の跡地を購入した事業所のホテル建設については、さまざまな課題がありまして、壮瞥町で対応すべきものについては今まで対応してまいってきたことであります。大きな問題はやはり温泉の供給でございましたので、これは地域の温泉組合さん等と協議をしながら、洞爺温泉のほうから温泉を供給していただくこととしております。

ただ、建設時期につきましては、今2020年の東京オリンピックに向けて資材等、あるいは建設業者等の影響でなかなか建設時期をはっきりさせる自体にはなっていません。見積もりをとった関係上、非常に予算額をオーバーしたということで、今新たにもう一度もう少し事業規模を縮小する意味において設計の見直しをしておりました。

先般12月の折、東京に行ってまいりまして、会社のほうに訪問して、担当あるいは社長のほうからいろいろ説明を受けました。これは、出資が台湾台中の企業でありますので、胆振東部地震の影響を非常に心配をしておりました。本当に大丈夫なのかと、あの土地でホテルを建設して大丈夫なのかという、そういった出資者のご意見もあったというふうに思っております。ただ、東京の会社のほうにはこの地域は非常に安全だということをお話しさせていただいて、台中のほうにもその旨お知らせをしていただいております。建設めどにつきましては、先般の12月に行った折には4月から準備を進めたいというお話は伺っております。また、年明けにこちらのほうに来て、いろんなことをご説明したいというお答えをいただいております。そういった関係で、事業ですので、このとおり進むかどうかはわかりませんが、そのような内容でございました。

もう一方、道内の大手リゾートが壮瞥温泉の翠湖荘を買収して、そこにおいて高級リゾートホテルを建設する、鶴雅リゾートという会社ですけれども、これは6月ごろにお見えになって、社長さんですとか取締役の方が役場のほうに訪れていただいて、あの土地で今後ホテルを建設し、事業を進めていくというお話はいただいております。その後の経過につきましては、今のところまだお話はいただいております。先ほども申し上げたとおり、この胆振東部地震においてインバウンドのお客さんの入り込みにかなり影響しているというお話は伺っております。当地域もやはりそういったインバウンドのお客様、観光客の地震災害による影響が大きいかなというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） これは相手があることですし、相手は事業者ですので、その情勢を見きわめながら進出してくるというか、動きは見せてくるということは理解できます。早期の進出を期待するところでございます。

次に、私どもの町の中では有数の入り込み数を誇っていた昭和新山地区について伺いたします。現在はシャッター街通りに近くなっているような状況で、若干寂しい状況に

なっていると。この地区の活性化施策を検討していく必要があると思いますが、その辺についての考え方あればお示し願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

昭和新山地区の活性化につきましては、以前も議会の場でご答弁させていただいた状況からちょっと進展はないのですが、平成 27 年度から地区の事業者の皆さんが集まりまして、昭和新山活性化検討委員会というのを開き、検討を進めておりました。その中で、議員のご指摘のシャッター街になっている中心的な部分でございますが、いろいろ調査した結果、やはりこちらの土地の権利関係等がいまだ解決ができないという状況になっておりました。委員会の主要メンバーで土地の所有者に対してこれを早急に解決するようにということで法務相談等もお勧めしたのですが、その後もなかなか進展がないという状況になっておりました。現段階では今後のちょっと方向性が見出せないという状況に至っております。

ただ、壮警町のシンボルであります昭和新山地区の活性化というのは、多くの町民の皆さんも心配されていることかと思っておりますので、今後も重要課題として調査検討、研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 対応についてはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今度質問 2 点目に移らせていただきます。2 点目の福祉施策についてでございますが、答弁にあるとおり中学生までの医療費の無料化事業、それと子どもセンターの開所時間の延長、これについては子育て世代には大変有効で有意義な事業であるとは思いますが。

また、高齢者等の交通弱者対策としてのコミュニティータクシー事業も利用者の足として浸透しており、利用者も大変満足しているのかなと思っております。今後の超高齢化社会を迎えるに当たっては、ますます重要な役割を果たす事業だと思っておりますが、これを今後も事業を継続するというので、利用する上での利用者の声、それと具体的改善要望の内容等があれば、その辺についての状況をお伺ひしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、将来の高齢化社会に向けてコミュニティータクシー事業は必要不可欠であるというふうに認識してございます。今後財政状況を考慮しますと、事業拡大のほうはなかなか難しいのかなというふうに考えてございますが、利用者がより満足できるように事業者の接遇、運行体制の実情の検証やアンケート調査等を行い、事業を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4番(森 太郎君) アンケート調査をしてやっていくというのはあるのですけれども、現状で何か利用に対して特別な要望と申しますか、そういう声というのは届いていないのでしょうか。

○議長(松本 勉君) 答弁、総務課長。

○総務課長(作田宏明君) 特に複数の方からという形ではないのですが、1日4便動かしているわけですが、朝1便とか利用者数が少ないとかその辺のダイヤの改正、運行状況が使用者の部分についてやっぱり見ていかないと、あとは使い勝手の部分でございますが、その辺については多少なりとも時間の関係とかいう形の要望等はあるというのも事実でございます。

○議長(松本 勉君) 4番、森太郎君。

○4番(森 太郎君) できる限り少数な意見であっても改善可能であれば、その辺については積極的に取り組んでいただければと思っております。

次に、介護保険制度に基づく地域包括支援センター、これについて伺いたしますが、この春から委託方式から町直営方式に変更されて、体制強化を図っていくと。この体制を変更してまだ日は浅いと思うのですが、現状で具体的な効果というのはあらわれているのか、その辺について伺いしたいと思います。

○議長(松本 勉君) 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長(庵 匡君) ご答弁申し上げます。

地域包括支援センターの直営化に伴う効果ということでございますが、財政的なところは正直ほとんど人件費ですので、直営化したからといって下がったりとか、そういう効果は特段ございません。一方で機能的な面でいいますと、やはり直営化することによって行政機関の一部になりましたから、指揮系統というか、指揮命令系統というところが非常に整理されて、機能しやすくなったというふうに感じております。地域包括支援センターは、専ら介護保険に基づく介護予防ですとか、そういったサービスの提供というのが主たるところではあるのですが、それ以上に町の高齢者福祉施策全般に関するコントローラーというか、中心的な指令塔の役割が大変重要だというふうに考えております。センター以外にも町独自で老人福祉施策もやっておりますし、健康面での健康施策もやっている。それから、社会福祉協議会や民生委員さんのような民間の方もいらっしゃる。それから、同じく町内には民間として介護保険サービスを提供する事業者さんもいる。こういったさまざまな主体と連絡調整を図りながら総合的なサービスを提供するというのが望ましいのですが、それを行う上では非常に行政の一部になることのほうがかえって縦と言ったらちょっと失礼ですけども、ピラミッドのような、そういったものが整理されたかなというふうに思います。

ことしの9月に地震があって、町内も停電の時間ができて、その際にもこのセンターが中心になって、社協さんや民生委員さんと連携しながら、在宅の要支援者の安否確認であったりとか、一部の方の避難所への送迎ですとか生活支援ですとか、そういったこともや

りました。その際にもどかが最終判断をして指令していくのかというところが明確になっていたので、比較的やりやすかったかなというふうに考えています。ただ、現在も町内には要支援者の方たくさんいらっしゃいますが、今後超高齢化社会を迎えることははっきりしていて、本町においても介護事業というのはますます今後ふえていくということは明らかだと思います。ですから、今後も需要が伸びていく中でこのような機能を同じように発揮していくためには、一定の機能強化というか、体制整備というか、そういったものが必要だと思いますので、職員で力を合わせて今後もいいほうに向くように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） よろしく対応のほどはお願いしたいと思います。

次に、高齢者の雇用対策、これについて私9月の定例会の中でも取り上げた問題でございますけれども、福祉の観点からといいますか、現状は社会福祉協議会でハローワーク機能としての無料職業紹介所事業を行っているわけでございますけれども、高年齢者に沿った形で生きがいの充実、それと生活の安定、健康の維持増進など福祉全般の観点から、本年6月に解散した高齢者事業団にかわって雇用対策、福祉対策として適切な事務事業を執行できる受け皿組織づくりを検討するということであったと思うのですが、現状での状況といいますか、問題点、もしくは今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

前回の定例会一般質問の後も担当課を中心に組織づくりについて調査検討というものを継続してまいりました。その結果、旧高齢者事業団に類似するような方式で設立をすることは、ある程度可能ではないかというところまではたどり着きました。ただ、その一方で今ちょっと問題になっているのは、立ち上げたとして、ではそれが民間団体として今後も安定経営していくということが当然必要になってくるのですが、そちらのほうの面でちょっとまだめどが立っていないというのが現状でございます。具体的に言うと、民間団体ですから基本的には自立をして運営をしていくということが必要になります。その場合において事務全般であったり、あるいは委託業務の執行管理であり、それから当然新たな会員を獲得したり、あるいは新たな顧客を獲得したり、そういった動きをするそういう事務局がないとなかなか機能はしていかないだろうというふうに推測をしていますが、ではそれを担えるだけの人材が今いるかというところ、正直ちょっとまだ確保ができていない。何人かの方には打診もしたことは事実なのですが、色よい返事をいただいていないというところも実はございます。それが1つと、あともう一つは、事業団さんが活動を停止してワンシーズン、この春、夏、秋というのが終わりました。恐らくは去年までそこで働いていた会員の皆さん、それからそこに業務を発注していた顧客の皆さん、発注元の皆さんが当然としてもそれらのことをやらなければならないわけで、その中で新しい事業団にかわる受注

先であったり、仕事先であったり、そういったところをある程度確保されてきているように見えます。そうすると、そこでもう需給バランスがとれてしまっているとすれば、では今度新しく立ち上げたときにさらに別の会員さんだとか別の顧客というのを見つけていかなければなりませんので、それで事業の採算性を合わせるまでいくとなると、それなりの相当の努力が必要になりますので、余計先ほどの人材の問題ですとかそういったものが発生するというふうに考えます。ですから、立ち上げるところまではできたとして、そこで終わっては意味がないので、それが安定的に持続していく、そういったところの向けての検討であったりとか機運醸成であったりとか、そういったところにまだもうちょっと時間を要するものというふうに考えておりました、できれば条件を整えば来春からでもスタートさせたいというふうに思って準備をしてきたのですが、現状ではもうしばらく検討を続ける必要があるかなというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 了解いたしました。いずれにしても、よりよい制度といいますか、その辺については研究していただきたいと思います。

次に、質問移りますが、質問3点目の人口減対策、これについてお聞きしたいと思います。これについても過去の一般質問の答弁で総合的対応が必要だとして、住環境整備、雇用対策、子育て支援、情報発信等の対策と地域特性を踏まえた人口減少抑制に向けた施策の展開を進めていくということでしたが、今回の答弁では財政運営に配慮しながら、ソフト事業を呼び水の一つとして取り組んでいくということですが、具体的にどのような内容で取り組んでいこうとされているのか、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） これは政策ですので、私のほうから答弁いたします。

議員ご承知のとおり、平成25年度より壮警町定住促進と公共施設有効活用計画を策定をいたしまして、昨年度まで人口の減少抑制のために近々の課題としてソフト事業等も立ち上げながら定住促進施策を推進して、実績等も検証してまいりましたけれども、今後も第2期の定住促進と公共施設有効計画の第1期の検証の中にありますように、今議員もおっしゃったような内容について継続していきたいというふうに思っております。ただ、第1期目の内容の中に子育て応援住宅ということもこの人口減少抑制のための一つの手段として建設をいたしましたけれども、今後予想される財政状況の厳しいことも考慮しながら、まずはソフト事業を呼び水として人口減少の対策として進めていきたい。これを第2期の定住促進と公共施設の有効活用計画の中に盛り込んでおりますので、ご理解賜ればというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 考え方についてはおおむね理解いたしました。

それで、今度は人口減対策、これをちょっと視点を変えまして、弱体化している自治会に対する支援の方策、要するに人口減が発生してしまっているところの人口減対策という形で、これは26年のやはり私の一般質問の中で、要は自治会活動支援という形で一般質問した際に、地域担当職員制度というこの制度がうちのほうでできておりました、これを活用した自治会支援も行っていくということを申し述べておられたのですけれども、この地域担当職員制度の活用というのは現状どうなっているかという部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

地域担当職員制度につきましては、連合自治会等も含めていろいろと研修等を行ってきているところでございますが、その中でどういうことをするかという形のもの、あとは今33自治会、連合自治会の組織の中に33の自治会があるわけですけれども、その中でどう張りつけていくかという形のもの、とどういった内容かということが整理なかなかつかないというか、折り合いがつかないというところも実際今の現状でございます。あと、その部分につきましては、今職員数もなかなか少ない中で、かなり絞っている中でどう自治会との連携を図っていくかということは今後の課題だとは認識してございますが、その辺今現状としてはちょっと進んでおらないという形でございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） この地域担当職員制度なかなか進んでいない、これは私が現職のころからもいろいろ議論になっていた経緯があって、非常に職員に対して負担がかかっていくということがあるのかなとは思いますが、実質ある自治会においてはほとんど地域が崩壊に近い状態になっていて、ほとんど活動ができていないというようなところもあると思うのです。ですから、そういうところ具体的にこういうことをするというよりも、役場の職員が出向いて行って、いろいろと地域の問題点ですか、そういうものを吸い上げる形で、もしでき得れば例えばお祭りですとかそういうイベント等に職員が積極的に参加することが弱体化してしまったのでしょうか、人口減が進んでしまった地域を多少なりともよみがえらすきっかけにもなってくるのかなということもあると思いますので、ぜひその辺についてはこの担当職員制度というのは積極的に検討していただければと思います。

次に、人口減少対策ということで、これは要は人を呼び込み、流出を防ごうということであると思いますが、問題は本町の優位性を生かした環境整備を行って、これらをPRしていくと。他の市町村にはない取り組みですとか、例えば中学生フィンランド派遣事業、それから別な面でいえば町内には剣道やバドミントンの指導者が多数おられますけれども、さらには一時期は壮警中学校にサッカーの専門性を持った先生もおられたということなのですけれども、こういう人材も多くおられますので、これらの人材を生かすような環境整備といいますか、そういうものも積極的に取り組んでいただいて、これらを積極

的に外にPRしていくと。それが人口減少対策としては有効なのではないかと思うのですが、その辺についての考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 特色ある内容の本町のフィンランド派遣事業、ほかのまちでは行っていない事業であります。これは、基金を積んでの中学生をフィンランドのほうに派遣をする事業でありますけれども、これは平成7年から始まっておりまして、ことしで24回目となっております。平成19年度に町が示した内容の中に、今の現行体制での中学生の派遣については平成32年度までとなっております。今の小学校6年生までが最後の現行体制での派遣というふうになっております。今後につきましては、いろんなことを検証しながら、この事業をどのように進めていくかについては教育委員会等とも協議をしながら、この事業の今後について検討していきたいというふうに思っております。

また、本町は、剣道ですとかバドミントンが非常に盛んでして、全道大会、全国大会にも出る選手が多くおります。町内には竹友会と剣友会、剣道のほうは2つの団体がありますし、それぞれすばらしい指導者のもとで稽古に励んでおります。学校では、体育の授業の一環として、この剣道を体育の時間の中で子供たちが指導を受けているというのが現状であります。これは、本町独自の事業でもございます。また、バドミントンの指導者もすばらしい指導者でございまして、バドミントンもやはり全道大会、全国大会に出る選手がいる団体でありまして、バドミントン留学とまで私は言うておりましたけれども、全道からバドミントンの指導を受けるためにうちの町に来て練習に励んで、全国大会や多くの大会に出て、すばらしい結果を残しております。そういった子供たちが親子とも壮警町に来ていただいて、剣道あるいはバドミントンを練習していただければ、これにこしたことはないかなというふうに思っておりますけれども、全てが今のこの少子化の中でできるかという、なかなか困難なこともあるかなというふうに思っております。今後こうした特色ある事業やスポーツ分野における充実した指導体制をPRしながら、町外の関心のある親子を呼び込んで、定住人口の増加に結びつけていけるよう今後も研究、調査をしていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） それでは、質問4点目に移らせていただきます。

災害関連対策でございます。答弁では、第1に住民が安全に避難する対策を進めており、具体的には職員の災害対応能力の向上に努めていると。それから、防災備蓄品や防災設備の整備を計画的に進めていると。今後は電波法の改正を受けて、防災行政無線のデジタル化を進めていくということでございます。また、町民の防災に関する意識の啓発と各家庭における最低限の防災対策の備えが必要であるということも説明されて、その上で町が公助として果たす役割、そのうちただ一番重要な部分というのは災害時の避難所開設があると思うわけなのでありますが、久保内にはこれまで有珠山噴火の避難所として利用する学校施設があったわけですが、今久保内小学校は休校して、さらに久保内中学校校舎も他用

途に使用、もしくは売却される可能性が出てきておるわけなのですが、今後の避難所対応をどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、町が公助として果たす役割のうち重要な部分として、災害時に避難所開設が必要だという形では認識してございます。昨今の異常気象により、最近では避難所開設が増加しているのも現状でございます。平成 28 年 3 月策定の壮警町地域防災計画では、壮警町指定避難所 17 カ所のうち噴火災害活用可能な 12 カ所の検討をしております。2000 年噴火から約 18 年経過して、当時の避難区域の人口の調査等を行いました。避難指示及び自主避難区域合わせると、2000 年の当時のときは 2,026 人がおりました。ただ、現在同じ地域で確認いたしますと、現在 1,657 名、369 人の減というふうになってございます。それらのことを考慮して、噴火災害時の避難所について再度検討しているところでございます。2000 年噴火災害時は、久保内地区及び仲洞爺地区の避難所にて対応しておりましたが、有珠山噴火防災マップに基づき、久保内地区及び仲洞爺地区と滝之町地区の一部の避難所にて再検討をしております。検討に際して、旧久保内中学校や老朽化により将来廃止を想定している青少年会館を除く指定避難所にて収容計画を検討し、収容可能ということの結果を得られているところでございます。ただ、自然災害等は想定どおりにはならないということも承知しており、今後も住民が安全に避難できて、避難所の環境等に配慮しながら検討をしていくことも必要だというふうに認識してございます。

○議長（松本 勉君） 4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 災害関連、これはなかなか想定どおりにはいかないということでございますので、万全の対策をとっていただきたいと思っております。

次に、質問 5 点目の教育施策について移らせていただきます。教育施策のうち統合後の学校の改修、壮中の改修の部分、これは先ほどの他議員の質問でやりとりされておりました。それと、久保小の休校部分についても後ほど他議員のほうから質問あるということでございますので、私は壮警高校についてお伺いしたいと思います。壮警高校については、校舎の移転はせずに当分の間は現在地で存続することを決定して、生徒数の推移や北海道における配置計画の推移を検証、財政状況も考慮しながら判断していくということでございますが、この判断の目安といいますか、生徒数ですとか何年間かの生徒数の状況を見るということになると思うのですが、その辺の判断の目安があればお示し願いたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 高校についてはですけども、以前は久保内中学校の空き校舎の活用ということも検討材料の一つとして検討しておりましたけれども、人口減少、少子化等も踏まえ、西胆振学区の受験者数の減少等もあって、今の現状の校舎で高校を存続していきたいというふうなお話をさせていただいております。

ただ、今ご質問のように壮警高校の存廃の判断だというふうに受けとめておりますけれども、その判断につきましては、先ほど答弁で申し上げたとおり、財政状況も鑑みながら、公立高等学校の配置計画なども参考にしながらしていきたいというふうには考えておりますけれども、今の段階で生徒数が何人になったら判断するとかということは、今のところちょっと考えていないところでございます。文科省のほうでは、職業学校といいたしでしょうか、その定員数については何名というのは触れていなかったような気もいたしますけれども、10名でもまだ高校というのは続けられるそうであります。詳しい内容は教育委員会のほうに聞いていただければというふうに思いますけれども、私としては今のところいつごろまでに、また生徒数が何名になったらという判断はしていないところでございます。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私が古い時代の教育行政の部分といいますか、その中では公立の高校といいますか、その判断基準といいますか、定員の半数を下回ることが何年間続いた場合に判断されるというようなことでしか実は認識していなくて、最近聞いたのは確かに職業高校は定数だけの問題でないというようなことは私も承知しておりますので、その辺についてはいずれにしても今の段階で私すぐ潰せなんていうことは言うておりませんので、そういう適切な判断をしていただければと思っております。

それで、今町長が言われたように財政状況ということでございましたので、私最後の質問のほうになっていくと思うのですが、質問6点目の行財政健全化策についてお伺いしたいと思います。先般の新聞記事で、町長は今月初めに開かれた後援会会合の中で地方交付税が毎年減少し、町は厳しい財政状況下にある中、今後さまざまな行政改革に取り組み、一定の道筋をつけたい旨の前向きな決意を定められたということが載っておりました。きのうの新聞というか、紙面にも地方特別交付税、これが壮警26.7%減の1,700万が減少していると。前年度の災害等の要因があったことによって大幅に減ったということは理解できますけれども、要は地方交付税はかなり厳しい状況にあると。その新聞記事の中では、前向きな決意を持たれたということは載っておったのですが、私出馬云々については町長がしかるべきときに、しかるべき場において正式に表明されると思っておりますので、改めてその部分については確認しませんけれども、今回行財政健全化策という部分については、町財政が厳しくなる中で各種の歳出削減に踏み込んでいます。今後問題は必要となる新たな投資ができるような財政運営を進める必要があるということが述べられておまして、要は厳しい財政運営の中で一般財源の確保が大きな課題ということのようでございます。第5次行財政改革実施計画に沿った中で事務事業の見直しや公共施設のスリム化、これらによって歳出を抑えて歳入確保に向けた取り組みを進めていきたいということでございますけれども、この行革実施計画の中で、計画実施によっての収支バランス改善効果目標が5カ年で3億円まで持っていくということが述べられております。この数値目標というのは、かなり厳しいものでないのかなと。達成には期待するところでございますが、目標に近づけようとするばするほど住民サービスの低下を招いて、町民にもかなりの痛みが予想され

ると思いますが、この目標達成の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 前段の後援会等の皆さんの役員会を開催していただいて、私がこれまで進めてきた政策、あるいは今後進めていかなければならない第5次の行革、第2期の定住促進と公共施設の有効活用計画等についてこの後援会の役員会の中でご説明をさせていただきました。役員の方からは、3期に向けての立候補ということで要請を受けておりましたけれども、もう少し時間をいただいて判断をしていきたいということをお伝えしております。私としては、この議会最終で私の考え方を議員の皆さんや町民の皆さんにお示しをしていきたいというふうに思っております。

また、第5次の行政改革実施計画について、平成30年度、今年度から34年までの5年の計画でありまして、今年度が初年度でありますけれども、まず久保内出張所の廃止をいたしましたし、また害虫駆除に係る受益者の負担を今いただいております。現実として実施をしているところでもございます。また、上下水道料金の見直しにつきまして、あるいは投票所の集約、指定管理対象施設の見直しなどについても実施のめどがついているものもありますけれども、目標が達成できるよう今後も継続して計画の推進に努めていきたいというふうに思っております。

また、議員がおっしゃっております計画どおりにはいかないのではないかと、いかないものも出てくるのではないかなというふうなご質問であります。これは、第4次の行革においてもやはりまだ未達成のものがある、今その達成に向けて努力してまいりました。ですので、第5次の目標である5年間で3億円の削減ができるかということでもありますけれども、この財政改革をやりましても今の財政状況が劇的に変わるものではないというふうに思っているところでもございます。さらに、公共施設や事務事業の廃止、縮小など、見直しを進めていかなければならないというふうに思っております。議員おっしゃるとおり、さらに削減できるものは削減していく、そういった考えのもとで第5次の行革を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 町長は、行革、行政改革健全化計画の中で必要となる新たな投資ができるような財政運営を進める必要があると。先ほどの他議員の一般質問のやりとりの中でも壮瞥中学校の改善を行うためにはかなりの支出が伴うということだと思いますので、私は今の行財政健全化計画、改善計画の中だけではまだ達成は十分ではないと。事務事業の見直しについては、行政側だけの判断である程度整理したとは思いますが、まだこのほかにも見直しができる可能性のある事業があるのでないのかなと私は思っております。ですから、行政側だけでなく、やはり住民代表の目線での事務事業の取捨選択といえますか、そういう部分の判断をするべきだと思います。その中の一つに私さっき途中で質疑をやめたといいますか、やめた部分では例えば堆肥センターが果たして町の農業経営にどれだけ好影響を与えているかということなどもやっぱり含まれてくるのかなと私は思

っております。何かあるたびに私は堆肥センター、堆肥センターが決して嫌いなわけではないのですけれども、もともとの理念から外れていったものを町の振興策に使うことは理解できるのですけれども、それよりも何かもうちょっと安価な方法というのは検討できるのだらうと。ですから、先ほどの農業振興の部分での堆肥センターのあり方の検討とあわせて、行財政健全化策の中でこの辺をあわせて検討していただければと思っておりますが、その辺についての考え方も伺いたしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 先ほどこの第5次の行革の末にあるもの、大型事業があるというふうに議員のお話であります。当然のこと第5次の行革の中にもお示ししているとおり、第2期の定住促進と公共施設の有効計画の中に壮瞥中学校の建てかえ、改修、あるいは建部改良住宅の老朽化に伴っての建てかえ、あるいはさまざまな雇用の創出のための事業を進めていかなければならないというふうに思っておりますけれども、やはり大きなのは壮瞥中学校の移転建てかえか、改修か、あるいはかなりの老朽化をしております建部改良住宅の火山災害リスクを考慮した建てかえをしなければならずというふうに思っております。そういった意味でこの計画にのせております。第4次の行革の折も削減した中においては、まち交事業というこの事業に取り組んだ大きな事業がありますので、第5次においてもそういった大きな投資事業が含まれてくるという予想のもとにこの第5次の行革を取り進めていくところであります。

また、事務事業の見直しの中で、今議員おっしゃる堆肥センターもその事務事業の見直しの中に一つあるのではないかというご指摘は、私も真摯に受けとめ、今後考えていきたいと。考えていくというか、皆さんのいろんな意見をいただきながら、今後検討していきたいというふうに思っております。ただ、農業振興で土づくりは大事だということだけは私の信念であります。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） いずれにしましても、厳しい行財政の実態、それと見通しが示されれば、住民サービスの低下という現実にはやはり受けとめなければならないと思います。ただ、少しでも明るい将来ビジョンを示していただいて、住みやすい地域づくりを進めていただくと、これが重要だと思いますので、その辺の実現を願って、私の質問を終えたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） この第5次の行革を町民の皆さんにご説明した中においてもさまざまなご意見を頂戴しております。町政懇談会の中で将来が非常に見通しが暗いというようなご意見等もいただいておりますけれども、やはり町民にとって少しでも明るいビジョンを示すことができるよう、今後ともできる限り行政サービスの低下を招かないように努めていきたいというふうに思っております。町民の皆さんが安心して、常に申し上げている豊かさを感じながら住み続けて、暮らしていけるよう歳入に見合った歳出構造への転換

による収支の均衡を図っていきたいというふうに思っております。

ただ、私自身考えていますのは、議員の皆さんがどうお考えになっていらっしゃるかわかりませんが、行革をしないで今の住民サービスを続けていくことが将来できるかどうかということが私は一番心配をしているところであります。ですから、この第5次の行革をやる上において一部負担をしていただく、町民の皆さんに負担をしていただくことも私は大事ではないかなというふうに思っております。そういった意味で今後もこの町を続けていくためには、今の行革だけでなくして、将来的にも行革は私は進めていかなければならぬのではないかなというふうに思っております。今いろんな負担、例えば広域連合にいたしましてもごみの処理についても負担がふえておりますし、また以前より、今から30年前の公共施設の床面積よりも私が受けた23年のころ、これはまち交もあつたでしょう。役場庁舎ですとか交流センターもふえておりますので、床面積が倍になっておりました。ですから、その全てを維持管理していくことは、町民の皆さんの負担になっていく。ですから、私は、町民の皆さんから見ますと施設をなくすことは町民にとって不安を感じるということはおわかっておりますけれども、公共施設のスリム化をしていかなければ今後の壮瞥町の将来はないのではないかなというふうに私は考えておりますので、明るい見通しを立てるためにこの行革をしているのだということをぜひご理解いただきたいというふうに思っております。今後もこの町がいつまでも町民の皆さんが安心して暮らしていけるまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） 今回私は、久保内小学校の休校後の校舎の活用について質問をしたいと思っております。

要旨としまして、久保内小学校が平成30年度をもって休校になりますが、その後の校舎等の活用についての考えをお聞きします。文部科学省では、廃校施設、余裕教室の有効活用として、学校施設は地域住民にとっての身近な公共施設であり、またその校舎などは地域のシンボリックな存在である場合も多く、廃校となった後もできるだけ地域のコミュニティーの拠点として生かすことが重要であるとうたっております。また、社会教育法44条、学校施設の利用でも、学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限りその管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならないとあります。久保内小学校は休校という形になるが、今後の施設の維持管理の面からも校舎等を長期間

使用しないことは望ましくないことであり、地域住民との協議の上で校舎等を活用すべきと思うが、その考えをお聞きします。

○議長（松本 勉君） 答弁、教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 2番、菊地議員のご質問にご答弁を申し上げます。

久保内小学校は、保護者、地域の皆様と協議を重ね、皆様のご理解を賜り、本年度をもって休校とすることとしたところであります。久保内小学校の校舎等の活用についてですが、ご質問にある社会教育法第44条の規定は、あくまで学校施設が本来の教育目的である学校として使用されていることが要件となっており、その要件を満たす場合に夜間等にあっては、教室や体育館を開放するいわゆる学校開放が認められています。このたびの休校もしくは閉校のように本来の学校として使用されない状況下においては、社会教育や住民の活動等に利用する場合には財産区分の変更手続が必要とされております。文部科学省では、廃校施設を有効活用するための財産処分手続を定めております。その中には国庫補助事業完了後10年未満の場合、有償、無償を問わず転用、貸与等、財産区分の変更を行う場合には、国庫補助金の未経過分を国庫に納付しなければならないという規定があります。久保内小学校は、平成5年の建設時及び平成27年度に実施した屋根等の改修事業で国庫補助を受けており、財産区分の変更には屋根等の改修から10年を経過していないため、慎重な検討と判断が必要と認識しております。教育委員会では、当面必要な維持管理を行いながら、町長部局とともに地域の皆様と協働で活用方法を検討していくことが望ましいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） それでは、再質問をさせていただきますけれども、まず2点ほど確認したいというふうに思います。

1点目は、学校開放の考え方と、それと2点目は財産区分の変更手続の考え方、まずこの2点をお聞きしたいというふうに思いますけれども、学校開放に関連する法令ということで幾つかあるというふうに思いますけれども、さきの質問の中で1つ、社会教育法の44条を挙げて質問をしましたけれども、そのほかにも学校教育法第137条で学校教育上支障のない限り学校には社会教育に関する施設を付置し、または学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることができますとあります。また、スポーツ基本法第13条に、国立学校及び国立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならないとあっております。このことから学校施設の開放を行っているのだなというふうに思いますけれども、確認ですけれども、答弁の中では学校施設の開放は、あくまで学校施設が本来の教育目的である学校として使用されていることが要件であるということでもありますけれども、久保内小学校のような休校になったときには、その学校開放というのはいかなるのかどうか。そういう部分を示される法令とか規則というのがどこでうたわれているのか具体的にお聞きしたいのと、これはあくまでも施設が補助金の縛りが無いという前提の中でのできるの

か、できないのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それと、財産区分の変更をしなければという部分で、実際に財産区分を変更したときの国庫補助金未経過分の納付金額、どのぐらいの金額を納付しなければダメなのか。それと、休校ですので、財産区分を変更した後にまた再開ということになったときにそれが区分変更したらできるのかどうか、その考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

何点か質問があったかと思いますが、まず学校開放の基本的な考え方は、先ほど答弁でも説明したとおり、学校として活用しているときにあいている時間帯で校舎なり、体育館なりを開放するということが学校開放の基本的な考え方になります。休校という形になりますので、学校としての形は建物等は残っているという形になりますけれども、学校教育を行っているという形ではありませんので、その定義には当てはまらないのかなというふうに考えております。

それと、国庫金の返還の関係だったかと思いますが。平成 27 年度に実施した事業で国庫金は 2,488 万 7,000 円をいただいております。先ほど答弁の中でもありましたけれども、補助事業完了後から 10 年を経過しておりません。10 年未満の間に有償での貸与、譲渡等、または無償での転用、貸与、譲渡、取り壊しを行う場合に国庫金の納付が必要となります。納付の額については、有償と無償では計算方法が若干異なります。仮に無償で転用、貸与、譲渡等を行って処分をすとした場合、校舎の処分制限期間は鉄筋コンクリート造なので、60 年あります。平成 27 年度の国庫補助事業から 3 年しか経過していないということですので、ざっくりの計算になりますけれども、2,360 万ほどの国庫金の納付が必要と試算をしております。

また、あわせまして起債もいただいております。当時 27 年度には 5,260 万起債が投入されておまして、毎年起債のほうにつきましては償還をしておりますけれども、財産区分の変更をする段階で残額の償還があわせて必要になります。参考までに 30 年度末の未償還額は 4,460 万円になります。

以上です。

○議長（松本 勉君） 教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 答弁足りない部分があると思うので、私から補足の答弁をさせていただきますと思いますが、まず根拠となるものについてのお尋ねが最初にあったと思うのですが、これは先ほどの答弁というか、第 1 答弁で申し上げましたとおり、廃校施設を有効活用するための財産処分に関する手続というものが定められておまして、それに基づく考え方であるということでご理解いただければと思います。

それと、2 点目についてなのですが、国庫納付の縛りがない場合には活用ができるのかというご質問の趣旨だったと理解しておりますが、基本的には 10 年を経過している施設であっても財産を公にというのでしょうか、違う目的に利用する場合については、どこが

一時的になるかどうかということとは不明ですけれども、社会教育的な活動に使う場合には、同じように財産区分の変更の手続がやはり必要とされると、このように理解をしております。

3点目の国庫納付の金額については、先ほど課長が答弁したとおりであります。

それと、財産区分の変更、休校の状態では財産区分の変更をした場合に再開ができるかというご質問だったと思いますが、これについては財産区分の変更をしてしまったらもう学校としての機能ではないということになりますので、閉校と同じ扱いになって、学校再開というのは施設の財産区分の変更を逆に戻すものが必要になるかなと思っております。4点目については、まだ詳しく調べておりませんので、正しいかどうかは余り言えませんけれども、財産区分の変更をしてしまって学校でない施設にしまえば、おのずと学校再開の手続には学校に戻すという手続が必要になってくると、このように思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） そしたら、財産区分を変更しなければ休校の施設は使えないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。私の調べた中では、山口県の学校の開放に関するところで、使用のところがすけれども、休校中の学校は休校地区のある支所の承認になるとされているということで、休校ということを使用する施設があるようなことをうたっているところもあるのですけれども、これはできるのではないかなというふうに認識はしたのですけれども、そのところはどのようなのでしょうか。例があるというふうに思うのですけれども、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

今の部分の事案を直接調べているわけではないのですが、休校中の学校を活用するということになれば、先ほど言ったとおり、お金を返すのがまず1つということになります。国庫納付をするということですから。それと別に内閣総理大臣による認定を受けて、地域再生計画というものをまちのほうでつくって、それに基づいて廃校を活用しているという例が全国であるようですので、今回の山口県の例がそれに当てはまるかどうかわかりませんが、地域再生計画をつくった中で廃校活用をするという方法はあるということになります。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） 使えないというふうなことになる、ここから質問が続かないのですけれども、わかりました。

それで、最初の答弁の中で町長部局とともに地域の皆様と協働で活用方法を検討していくことが望ましいと考えているということでありましたけれども、協働で活用方法というのは、具体的にどんな方法を今時点で想定して考えられているのか、そのところをお聞

きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 久保内小学校の休校の措置については、2年ほど前から地域の皆さんの前に保護者の皆さんと児童数の減少に伴いまして協議を開始してきたところでありまして、本年度をもって休校とすることに決定したばかりでありまして、来年度以降小学校校舎の活用について検討するという点についてはこれから議論していく問題だというふうに思っています。今いただいた先ほどの山口県の事例についても、これから我々のほうで調査検討をしていく事案かなというふうに思っていて、今お尋ねのどのような手続で、どういう団体と協議をしてということが一番の地域の皆さんの関心事だと思ながらも、まだそこまでは教育委員会の事務局も、または委員会の中でも協議をし切っていないと。むしろ休校の式典の持ち方をどうするかの点ですとか、そちらのほうはまだ優先課題として残っていて、それともう一つは新しく新年度から2校が1校と実質なっていくわけなので、スクールバスですとか、連携事業をその前にどれぐらいできるかですとか、そういうことに時間を費やしているのが現状でございます。調査した限りにおいては先ほど来ご答弁をしているものになるわけなのですが、これからの検討というふうにご認識をいただいて、ご理解を賜りたいというふうに思っているところであります。

ただ、地域の皆さんの声は、地域団体ですとか説明会を開催させていただいたときにも、余り公式にはなかったですけれども、休校の後の話として出てくるのは校舎の維持管理の問題でありますので、12月に開催した保護者の皆さん、また学校運営協議会の皆さんとの協議の中では活用について、維持管理についてのご意見もいただいています。これから本格化させていきたいということと、現段階では我々の調査ではなかなか活用についてはいろんな制約があって難しいというふうにご認識をしておりますが、今後調べていく中で好事例だとかを、参考になる事例を探して、そうした中で解決策、地域にとっても行政にとってもいい方法というものを導き出していくのが我々の今現状というか、与えられた現状なのかなと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） 今後久保内小学校が休校になった後、維持管理していく上では、やっぱり使いながら維持管理をしていくことが一番いいのかなと、最善の方策かなというふうな考えで質問しました。

文部科学省で出している国立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の中の5章の休校した学校の再開という章に、休校については地域によっては地域全体の振興策を総合的に検討する中で、学校の地域コミュニティの核としての役割や機能を重視して再開することを希望し、児童生徒の増加に伴って実際に再開を実現した事例もあるというふうな形の中で、本章では一旦休校した学校を再開させるための取り組みに関してどのような工夫が考えられるかについて述べられた部分があります。その中では、休校した学校の再開に向けた取り組みとして、市町村全体としての総合的な地域振興策の中で当該地

域への定住促進策や移住定住策を講じることを前提としつつ、大きく3つの例を挙げています。その中の一つに、施設の維持管理や活用策として、休校施設については適切な維持管理を行うとともに、地域の実情に応じて有効活用することが望ましいものと考えられます。全国の取り組みの中にはということで何点かの活用事例を出しております。

壮瞥町として総合的な視点で考えても久保内小学校はとても重要な施設の一つでもありますし、教育施設として適切な維持管理していく上でも、また学校再開を考える上でも再度関係機関と協議をしていただき、財産区分の変更をしなくても利活用できるようにしていただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（松本 勉君） 答弁、教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 地域のシンボルであります学校施設の今後のあり方につきまして、財産の活用については我々が今調べている範囲、限りにおいてはさまざまな制約があるわけなのですが、教育委員会といたしましては今後休校に向けた手続きをきちんと準備を怠りなくしていくということと同時に、本日いただいた意見や他の自治体の事例を調査し、検討を継続して、継続というのか、これから鋭意そちらのほうにも目を向けていきたいということであります。今まで答弁をさせていただいたとおり、当面は必要な維持管理を行いながら、具体的にはまだイメージがご答弁できませんでしたが、町長部局とともに地域の皆様と協働で活用方法を広く検討していくことが望ましいと考えておりますので、今後も地域の皆様との協議の中では議員の皆様と協議をさせていただく場面も多くなってくるかなと思いますので、どうぞよろしく願いをし、答弁とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第59号ないし議案第67号

○議長（松本 勉君） 日程第7、議案第59号ないし議案第67号を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 平成30年第4回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第59号から議案第67号までの9件であります。その提出議案についてご説明申し上げます。

議案第59号 壮瞥町公共施設等整備基金条例の制定について。

壮瞥町公共施設等整備基金条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、これまで特定目的基金として設置していた役場庁舎建設基金、分収育林基金、土地開発基金の3件についてその役割を統合し、新たに公共施設等整備基金を創設し、現在の基金額3億382万7,000円を充当して運用するため、新たに必要となる条例を議会に提案するものであります。

こちら基金条例につきましては、第1条の設置から第7条の委任までの7条立てとなり

ます。

附則で、この条例は、公布の日から施行すること、3件の基金条例を廃止すること、経過措置の規定を定めているものであります。

議案第60号 壮警町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について。

壮警町地域福祉基金条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定する。

地域福祉基金につきましては、平成3年度から3年間にわたり普通交付税の基準財政需要額に算入され、国の指導に基づき基金を創設したもので、平成17年度から3年間活用したのを最後にその後の動きはなく、現在に至っております。残高も52万7,000円と少額であることから、基金を廃止することとし、議会に提案するものであります。なお、基金残高は、一般会計予算の民生費、老人福祉費へ財源充当することを予定しております。

附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

議案第61号 壮警町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について。

壮警町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

改正する条例につきましては、壮警町簡易水道給水条例、壮警町集落排水施設管理条例、壮警町管理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の3件となります。

簡易水道事業と集落排水事業につきましては、いずれも地方公営企業として特別会計で事業を行っており、会計の基本は独立採算制であります。現状は、一般会計からの繰り入れが歳入全体の約4割を占めており、そのうち約半分が基準外の繰り入れとなっております。このため今後の水道施設や集排施設の維持管理経費等を考慮して、20%の料金改定と消費税の外税化に改めるため議会に提案するものであります。

附則で、この条例は、平成31年4月1日から施行することとしてございますが、4月末日までの部分につきましては従前の例とする経過措置の規定を設けているものであります。

別に新旧対照表を配付しておりますので、そちらも後ほどごらんいただければと思います。

議案第62号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者として、下記の者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、1つ目、オロフレスキー場、所在地は弁景189番地ほか4件となります。2番目として、弁景地域間交流拠点施設、所在地は同じく壮警町字弁景203番地3ほか4筆となります。指定管理者は有限会社オロフレリゾート、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までとしております。

こちらは、平成31年3月31日をもって期限満了となるオロフレスキー場など2施設の管理に関するもので、平成30年11月20日に開催された指定管理者選定審議会で審査が行われた結果、有限会社オロフレリゾートを選定した旨の報告がありました。この審査結果を踏まえ、有限会社オロフレリゾートを当該施設の指定管理者として指定するため、議

会の議決を求めるものであります。

議案第 63 号 平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 10 号）について。

平成 30 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 40 億 8,330 万 2,000 円に歳入歳出それぞれ 3 億 2,118 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 448 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

事項別明細書の歳出から説明をします。19 ページです。総務費、総務管理費、一般管理費で 15 万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費となりますが、換気システム装置の故障による修繕経費の計上となります。

財政費、財政管理費で 62 万 1,000 円の追加となります。仲洞爺簡易郵便局運営事業となりますが、現嘱託職員の年度末退職予定に伴い、新年度から従事する新規嘱託職員を 1 月から採用し、従事に必要となる資格取得を進め、3 月までに引き継ぎを行い、簡易郵便局の運営を円滑に実施するための経費計上となります。

地域振興基金費で 895 万円の減額となります。国道 453 号蟠溪 2 工区改良工事に伴う物件等補償費について、関連工事に充当することによる減額の整理となります。

公共施設等整備基金費で 3 億 382 万 7,000 円の追加となります。基金条例の整理統合に伴い、役場庁舎建設基金で 2 億 8,962 万 4,845 円、分収育林基金で 551 万 6,109 円、土地開発基金で 868 万 5,863 円を整理するものであります。

選挙費で北海道知事及び道議会議員選挙費で 39 万 3,000 円の追加となります。選挙期日が 4 月 7 日に確定したことによる本年度内に必要となる事務経費の計上となります。

20 ページ、企画費で 1,540 万円の追加となります。地域情報通信基盤整備事業では、上久保内地区の電柱老朽化による立てかえ工事に伴い支障となる光ケーブルの移設や弁景地区の電柱移設工事に伴い支障となる光ケーブルの移設、それから蟠溪地区の国道改良工事に伴う光ケーブル移設に要する経費計上となります。なお、弁景の移設につきましては補償費対象となります。行政情報システム運用管理事業では、メールサーバー更新業務委託が平成 31 年度に変更されたことによる予算の整理となります。ネットワークの変更では、子どもセンターにおいて電算業務処理体制を整備するための経費計上となります。光ケーブル移設工事につきましては、さきの地域情報通信基盤整備事業と同様の地区において不用となる光ケーブルの撤去に要する経費計上となります。西いぶり広域連合負担金は、簡易水道料金システムの改修に要する経費計上となります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 289 万円の追加となります。国民健康保険特別会計への繰出金となります。福祉灯油購入助成事業は、直近での灯油価格の高騰に伴う助

成を実施するための経費計上となります。

後期高齢者医療費で 143 万 6,000 円の減額となります。後期高齢者医療療養給付費負担金と後期高齢者医療特別会計繰出金について、それぞれ平成 29 年度の負担金額確定に伴う整理となります。

老人福祉費、老人福祉総務費では、財源区分の変更となります。地域福祉基金条例の廃止に伴う財源充当の整理となります。

21 ページです。衛生費、保健衛生費、予防費で 10 万円の追加となります。妊婦健診対象者の増加に伴う不足分の計上となります。

温泉管理費で 110 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費となりますが、光熱水費は電気料の不足による経費計上と修繕料では国有泉源ポンプの故障による修繕経費の計上となります。

清掃費、じんかい処理費で 7 万 6,000 円の追加となります。じんかい処理管理事業となりますが、廃棄物処理基本計画の見直しに係る審議会開催経費の計上となります。

農林水産業費、農業費、農業振興費で 46 万 6,000 円の追加となります。経営体育成支援事業となりますが、事業費の一部を金融機関からの融資を受けて農業機械等施設整備を行う人・農地プランに基づく国費間接補助事業で、1 経営体の事業費の 3 割分の計上となります。

林業費、林業振興費では、財源区分の変更となります。鳥獣関係の地域づくり総合交付金の追加配分に伴う整理となります。

土木費、水道費で 423 万 4,000 円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金となります。

下水道費で 284 万 3,000 円の追加となります。集落排水事業特別会計への繰出金の整理となります。

22 ページ、教育費、教育総務費、教育委員会費で 200 万円の追加となります。事務局事業となりますが、旧久保内中学校敷地等の売り払い予定に伴う用地分筆測量経費の計上となります。

小学校費、学校管理費で 53 万 3,000 円の追加となります。小学校運営事業となりますが、久保内小学校休校措置に伴う記念誌発刊の経費と小学校備品の運搬に要するトラックの借り上げ経費の計上、それから壮瞥小学校特別支援教室について平成 31 年度に対応するための間仕切り等の改修経費の計上となります。

高等学校費、高等学校総務費では、財源区分の変更となります。通学定期の整理に伴う起債対象額の変更となります。高等学校施設管理事業では、部活動等の時間延長に伴い燃料費と電気料の増加による不足分の経費計上となります。修繕料は、施設の老朽化に伴う修繕箇所の増加により不足分の経費計上となります。高等学校教育振興事業では、執行残の整理となります。

国際交流費で 306 万 1,000 円の減額となります。平成 30 年度事業執行残の整理となり

ます。

23 ページ、給与費では、財源区分の変更となります。簡易郵便局事務取扱手数料の充当整理となります。

次に、17 ページの歳入では、地方交付税で 1,828 万 9,000 円の追加となります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 32 万 2,000 円の減額となります。平成 29 年度の額確定に伴う整理となります。

道補助金、民生費補助金で 50 万円の追加となります。福祉灯油事業に係る地域づくり総合交付金となります。

農林水産業費補助金で 58 万 6,000 円の追加となります。経営体育成支援事業補助金と有害鳥獣に係る地域づくり総合交付金の配分内示による整理となります。

18 ページ、繰入金、基金繰入金、国際交流基金繰入金で 306 万 1,000 円の減額となります。

財政調整基金繰入金で 114 万円の追加となります。

庁舎建設基金繰入金で 2 億 8,962 万 5,000 円の追加、分収育林基金繰入金で 551 万 6,000 円の追加、土地開発基金繰入金で 868 万 6,000 円の追加、地域福祉基金で 52 万 7,000 円の追加となります。

諸収入、雑入で 100 万円の追加となります。光ケーブル移設補償費の整理となります。

町債、教育債で 130 万円の減額となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

13 ページ、第 2 表、債務負担行為補正では、いずれも平成 30 年度から平成 31 年度の期間において幌別硫黄鉱山坑廃水処理事業、限度額 3 億 2,700 万円、中学生フィンランド国派遣海外研修事業、限度額 1,168 万 9,000 円の 2 件について追加するものであります。

14 ページ、第 3 表、地方債補正では、壮警高等学校通学費助成事業、限度額 350 万円を限度額 220 万円に変更するものであります。

なお、給与費明細書を別に添付しておりますので、これは後ほどごらんください。

議案第 64 号 平成 30 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

平成 30 年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 5 億 4,567 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 56 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,623 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。30 ページです。総務費、総務管理費、連合会負担金で 27 万円の追加となります。国保事業状況報告システム改修経費の計上となります。財源は、全額保険給付費等交付金の特別交付金の補助対象となります。

国民健康保険事業費納付金、後期高齢者支援金等分、一般被保険者後期高齢者支援金等分で 29 万円の追加となります。納付額の確定による整理となります。

歳入では、道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で 27 万円の追加となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 29 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第 65 号 平成 30 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について。

平成 30 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4,830 万円に歳入歳出それぞれ 5 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,835 万 3,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をします。35 ページです。納付金、後期高齢者医療納付金で 5 万 3,000 円の追加となります。事務費負担金と保険料等負担金の確定による整理となります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で 23 万 8,000 円の減額、保険基盤安定繰入金で 42 万 9,000 円の減額となります。

繰越金で 72 万円の追加となります。前年度の繰越金です。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

議案第 66 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について。

平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 2,840 万円に歳入歳出それぞれ 356 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,196 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちら事項別明細書、歳出から説明をします。41 ページです。総務費、総務管理費、一般管理費で 300 万 3,000 円の追加となります。一般管理費のうち人件費につきましては、人事院勧告による不足分の計上となります。需用費以下備品購入費までの 3 件につきましては、水道料金改正に伴うシステム改修に係る経費と納入通知書発送に要する圧着機器の導入、印刷経費の追加計上となります。

維持費で 55 万 7,000 円の追加となります。9 月 6 日の全道停電に緊急対応した発電機の搬入と設置に要した経費の追加となります。

施設費、建設改良費では財源区分の変更となります。道道洞爺公園洞爺線の国庫補助金

の交付決定による減額と一般財源の追加となります。

40 ページ、歳入では、国庫支出金、国庫補助金で 117 万 4,000 円の減額となります。道道洞爺公園洞爺線で 120 万 9,000 円の減額、電気機械計装設備更新で 3 万 5,000 円の追加となります。

繰入金で他会計繰入金、一般会計繰入金で 423 万 4,000 円の追加となります。

繰越金で 50 万円の追加となります。前年度の繰越金です。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略します。

42 ページに給与費明細書を添付しておりますので、こちらは後ほどごらんください。

議案第 67 号 平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 70 万円から歳入歳出それぞれ 191 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,878 万 4,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明をします。49 ページです。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費で 120 万円の追加となります。9 月 6 日の全道停電に緊急対応した汚水処理経費等について需用費の電気料から流用し、対応したことから、不足する電気料の計上となります。

集落排水施設費、集落排水整備費で 311 万 6,000 円の減額となります。集落排水整備費となりますが、国道 453 号の滝四地区補償工事については執行残の整理となります。滝之町処理場放流吐口については、台風等による長流川の増水により護岸ブロックが破損したことに伴う吐口保護のための河床整備工事を緊急対応した経費計上となります。町道不動線のナンバーツーポンプ所は、停電発生時に仮設ポンプを配置し、滝見線側に圧送する必要があり、誘導員の設置が必置条件となるため、仮設圧送管と電線管を埋設することにより誘導員の配置を不要とするための対応経費を計上するものであります。

48 ページ、歳入では、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 284 万 3,000 円の追加となります。

諸収入、雑入で 334 万 1,000 円の追加となります。国道 453 号下水道施設移設補償費となります。

町債、集落排水債で 810 万円の減額となります。補償費の増加による起債額の整理となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲ですので、説明は省略をします。

第2表、地方債補正は、変更で、農業集落排水施設整備事業、限度額1,620万円を限度額810万円とするものであります。

以上が今定例会に提出します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

12月14日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時04分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成30年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成30年12月14日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第59号 壮瞥町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第60号 壮瞥町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 4 議案第61号 壮瞥町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第62号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第63号 平成30年度壮瞥町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 7 議案第64号 平成30年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第65号 平成30年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第66号 平成30年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第67号 平成30年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第68号 議決事項の一部変更について
- 日程第12 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番	佐藤	恣	君	2番	菊地	敏	法	君
3番	毛利	爾	君	4番	森	太	郎	君
5番	真鍋	盛	男	君	6番	加藤	正	志
8番	長内	伸	一	君	9番	松本		勉

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐藤	秀	敏	君
副町	長	杉村	治	男	君
教育	長	田鍋	敏	也	君
会計	管理者				
		小松	正	明	君
税務	会計課長				
総務	課長（兼）	作田	宏	明	君
総務	課参事	上名	正	樹	君
住民	福祉課長	庵		匡	君
住民	福祉課参事	阿部	正	一	君
経済	建設課長	工藤	正	彦	君
経済	建設課				
		齊藤	英	俊	君
参事	（兼）				
生涯	学習課長	齋藤	誠	士	君
選管	書記長（兼）	作田	宏	明	君
農委	事務局長（兼）	齊藤	英	俊	君
監委	事務局長（兼）	小林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長（兼）	小林	一	也	君
-----	------	----	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 毛利 爾君 4番 森 太郎君
を指名いたします。

◎発言の訂正

○議長（松本 勉君） ここで理事者より発言を求められておりますので、発言を許します。
町長。

○町長（佐藤秀敏君） 昨日の一般質問の中で、森議員のご質問に対しまして当町に進出を予定している高級ホテル2つの例を挙げさせていただいてご答弁した中において、東京に本社がある小葉投資株式会社の会社のほうを訪問したことについて12月上旬というふうに申しあげましたけれども、私の勘違いでして、正確には11月28日ということで議事録の訂正をさせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。申しわけありませんでした。

◎議案第59号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第59号 壮警町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 59 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号 壮警町公共施設等整備基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 60 号

○議長（松本 勉君） 日程第 3、議案第 60 号 壮警町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 60 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号 壮警町地域福祉基金条例を廃止する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 61 号

○議長（松本 勉君） 日程第 4、議案第 61 号 壮警町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） この水道給水事業に料金改定ということでございますが、これによって町民に及ぼす影響額をどの程度ということで想定されておられるか説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回の料金の改定によりまして家庭へ及ぼす影響額でございますが、月の平均で 10 立米以下で使用される方につきましては、月額で 220 円で、年額で 12 倍になりますので、2,640 円の水道料金については増額になります。また、20 立米につきましては月額 440 円、年額 5,280 円、それから 30 立米で 660 円と 7,920 円という形になりますが、町内の水道の利用者の約 9 割が 30 立米以下の方になりますので、この金額内におさまるかというふうに思っております。

それから、下水道料金のほうの改定に対する影響額でございますが、10 立米以下で月額 288 円、年額 3,456 円、20 立米で月額 576 円と 6,912 円、30 立米で月額 864 円、年額で 1 万 368 円程度の増額になる予定です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今回の提案、この簡易水道事業給水事業の改正について改正そのものに反対するのではなく、改正に当たり町民の皆さんの実態を把握した改正が必要だという立場から以下何点か質問を続けたいと思います。

現在の水道料金の基本料金は、10 立方メートル、すなわち 10 トンが基本料金とされておりますが、果たしてこの 10 トンが適正な基本料金のトン数とすることがどうなのか。年々増加する高齢世帯や高齢単身世帯、また単身世帯が増加する中、果たしてこの基本料金としている 10 トンが適正なものかについて考えなければならないと思います。私は、何人かの高齢単身世帯、また高齢者世帯、単身世帯に面接し、聞いてまいりました。高齢単身世帯や高齢世帯で例えばゆーあいの家だとか町内にありますふれあいセンターの近くの方は家での風呂は利用せず、また高齢世帯でも水道使用料金をできるだけ少なくすることに心がけているとの声、単身世帯に聞くと風呂など利用せずシャワーで済ませているということです。また、日中は勤務で自宅にいないので、水道使用料金は基本料金までいっていないのだという声です。中にはこんな方もいらっしゃいます。水道使用料金の基本額はトン数は幾らと聞いても、知りませんという方も結構多いのです。

そういう実態の中いろいろ調べていきますと、あるまちでは単身世帯の基本料金を少ないトン数にしている例もあります。そういうところもそれぞれの自治体で違いますけれども、この改正の機会に壮警町も住民の皆さんの実態を踏まえて基本トン数、私は 8 トンがいいのではないかと考えているのですけれども、8 トン程度にすることが必要でないかと思えます。今回の改正に当たり、このような基本料金のもとになる使用トン数について、独居高齢者だとか単身世帯等の使用量の実態について調査分析したことがあるか。もし調査分析したのであれば、その結果はどのような結果が出たのか。勤ぐれば何か壮警町は昭和 53 年ころからでしたか、簡易水道を始めたときから基本料金 10 トンにしたのだから、町民はみんなそれになれているから、10 トンでいいのではないかということでしたら、これはやはり今回改めるべきでないかな、そんな立場から最初に質問したいと思えます。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

まず、基本料金の考え方でございますが、水道、下水道ともですけれども、その使う水の量に関係なく、例えば水道ですと安全な水をいつでも使えるように水を供給するために必要な経費ですとか、下水であれば汚水の搬出処理がいつでも可能なように施設の維持管理に必要な経費を使用者に均等に負担していただく料金が基本料金でございます。安定した水の供給ですとか汚水処理を確保するためには、基本料金による収益の確保というのは必ず必要になってくるものでございまして、逆に言うとゼロトンでもかかる料金が基本料金でございます。

壮警町は、過去から超過料金のちょうど 10 トン分の金額を基本料金としておりますけれども、議員おっしゃるとおり、基本料金の設定方法は各自治体ばらばらでございまして、今例えば議員から 8 トンということが言われましたけれども、基本料金が 8 トンの自治体であっても超過料金の 10 トン分を基本料金としているところもあれば、逆に高かったり、それよりも低いケースもありますし、基本料金、基本水量ゼロトンにして、1 トン以上使えば基本料金に使った分の超過料金を上乗せして水道料金を設定している、数は少ないのですけれども、そういう自治体もございます。どこの何トンが適正かという部分は、各自治体の水道供給に係る経費と、また多く使えばかかる経費によって超過料金というのは設定されているというふうには思うのですが、各自治体でばらばらな状況でございまして、壮警町は過去からも 10 立米で、今回の改正でも 10 立米にしております。

調査分析したかということでございますが、ちょっと資料今手元にないのですけれども、10 トン以下の使用者がどのぐらい、1 立米、2 立米ですね、いるかの分析もしましたけれども、例えば 8 立米にして超過料金の 8 立米に基本料金設定した場合に水道料金ですと 135 万円の減収になり、また下水道料金については 145 万円で、合計すると 280 万ぐらいの減収になります。基本料金を下げた場合に、ではその分を賄うのに超過料金にその分を上乗せするかというふうにした場合には、水道料金の設定の仕方でいろいろ変わってはきますけれども、今議員がおっしゃるように単身の世帯が安くなった分、例えば子供さんがいらっしゃる子育て世帯ですとか 2 世帯の世帯ですとか世帯人数が多いところにその分がはね返ってくるという料金設定にせざるを得ないのが実情でございます。先ほども言ったとおり、10 トンなので、超過料金の 10 倍の基本料金にしているのではなくて、必ず必要な経費を基本料金として、うちの場合は 10 トンに設定して、10 トン以上使った方については電気料ですとか薬品代ですとか、さらに水をつくるというか、供給する経費がかかりますので、その分を超過料金とさせてもらっているわけで、超過料金の 10 トン分なので、10 トン分の料金とか、8 トンだから、8 倍の料金という設定の仕方はしていないということでございます。

今回の料金改定におきましても、道内の他の自治体ですとか同じく 10 立米にしている自治体ですとか、また基本水量 8 立米にしている自治体との比較もしたのですが、まだまだ壮警町の基本料金、それから超過料金につきましては他と比較しても低いレベルの料金でございまして、決して高い料金設定にはなっておりませんので、今回は 10 立米でという

基本料金の設定のまま料金の改定額につきましては積算させていただいたということでございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 経緯はわかりますけれども、このような発言するのは私しかいないのですけれども、議会の中で少数の意見として理解してほしいのは、町民の皆さんの生活実態をきちんと把握した上での適正な料金設定が必要だということ、これは必須条件でないかなと考えております。

そこで、全道の市町村の水道事業だとか簡易水道事業に関する調査を北海道でやっております。ここに手元にありますけれども、それを見ますと例えば簡易水道事業の基本料金、これを10トンとしているのは80カ所です。これは、例えば1つのまちに5カ所も6カ所も簡易水道施設がある、それを延べにして数えておりますので、市町村数とは合いません。町村数とは合いませんけれども、10トンとしているのが80カ所、35%、8トンが91カ所、これはパーセントにすると39%くらいになるのでないかな。7トンが20カ所、6トンが13カ所、5トンが9カ所、先ほど答弁にゼロトン、零トンという言葉もありましたけれども、零トンとしているところは18カ所あります。また、伊達市のように水道事業、これを行っているところで調べてみますと、10トンが17、これは自治体と言っても構わないと思います。17、これは19%、8トンが46自治体で51%、7トンが7カ所、7市町村、6トンが3、5トンが9、零トンというのはちょっとそこまでは調べなかったのですけれども、そのようにここでいうと約80%くらいの自治体が8トン以下に設定しております。そういう面で、このような実態を考えた場合、やはり私はこの時点で考える必要があるのではないかと思います。そして管内をちょっと調べてみますと、胆振管内には10市町が簡易水道を持っております。そこで、登別市はゼロ、壮瞥が10トン、それから伊達市がこれは大滝区ですけれども、8トン、豊浦、これは市街だとか大岸だとか礼文華、大和、これは8トンです。それから、厚真町が8トン、洞爺湖町が8トン、安平町、これは早来と追分に分かれておりますけれども、8トン、むかわ町は本庁のほう、鶴川のほうは水道事業ですけれども、むかわの穂別はこれは簡易水道です。ここは零トンです、基本料金が、そのような状況。それから、水道事業を行っているところは7市町がありますけれども、室蘭は8トン、苫小牧はゼロ、登別5トン、伊達市8トン、白老8トン、洞爺湖町8トン、むかわ町零トン、ゼロです。このような実態を踏まえてみても、やはり私は現在の10トンを私の考えでは8トンにすべきでないかなという考え持っているのですけれども、この考えについてどのようにお考えになるか。各市町の管内的に、全道的に見た場合どうなのかということで、もしもお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

基本料金の考え方につきましては、先ほど申し上げたとおりなのですが、要は使っても使わなくてもかかる経費が基本料金でございまして、水道料金の考え方ですけれども、決

して1立米当たりの水の料金ではなくて、先ほども言ったとおり、安全な水をいつでも使えるようにしておくサービスの対価としての金額でございますので、基本料金10トンだから幾ら、8トンだからその10分の8でいいという考え方ではなく、基本料金というのはそういうサービスを受けるための最低限のみんなに均等に負担していただく金額が基本料金でございますので、そういうご理解をしていただきたいというふうに思いますが、他自治体との比較ということで今質問がありましたけれども、例えば現行の基本料金10立米でやっていますけれども、先ほど自治体数がございましたが、区域ごとの数なので、あれですけれども、僕の調べた限りでは10立米を基本料金にしているのが道内で52自治体ありまして、現在の料金は下から4番目の水準です。料金改定後の金額も52自治体のうち下から8番目の料金で、これは各自自治体で水の供給の仕方の経費はそれぞれ浄水場を持っていたり、うちみたいに湧水ですとか井戸を使っている自治体で給水の仕方が変わりますので、給水に係る料金が変わってきますから単純な比較はできないかもしれないのですが、順位でいくとそういう順位です。例えば今8立米の話がありましたけれども、8立米の基本料金とうちの10立米の基本料金を比較しても、8立米でやっている81自治体のうち、壮瞥町の改定後の料金でも下から数えて20番目程度の料金となっております。超過料金につきましても、179自治体のうち現行では下から11番目です。改定した後の料金も下から数えて20番目ぐらいの料金でございますし、例えば基本料金を10立米としている自治体の超過料金を見ますと、今までは最下位か、最下位から2番目程度の料金でしたが、改定後は52自治体のうち下から5番目ぐらいの水準でございますして、住民負担のことを考えて料金設定をしたほうがいいのではないかとということでございますが、今回料金改定に当たりましては、試算をしたところ本来であれば水道料金については約5割の増額が必要ですし、下水道料金につきましては約3割の増額が必要でありましたが、急な料金改定につきましては住民への負担も多くなるという考えから、どちらも20%程度の増額にしております。10トン例えば8トンにしたり、ゼロにしたり、基本料金の水量を変えることも可能ではあったのですが、それによって、先ほどもちょっと話したのですが、世帯人数の多い世帯につきましては急激に金額が上がったりですとか、そういうことも基本水量を変えることによって影響が大きくなるケースもございましたので、今回は基本水量については変えずに、一律で20%上下水道とも増額ということにしております。ただ、今回もそういう検討をして、過去が10トンだから10トンのままということではなくて検討しておりますし、今回20%しか料金改定しませんので、今後も料金改定が必要になってくるのが予想されますが、料金改定の際には今回も行いましたが、基本水量の設定につきましてもその時々状況に応じて検討することは必要だというふうには思っております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 今答弁いただいて、それは理解できるのです。そこで、私は今回のこの改正、壮瞥町の簡易水道の施設の実態だとかいろんなことを考えた場合、勘案した場合、少なくとも5年後にはまた料金の改定をしなければならぬ時期が来るのではないかと

など考えております。

そこで、水道料金算定要領というのがあるのです。これは、公益社団法人の日本水道協会が出している資料ですけれども、いろいろと各市町村の水道料金の算定についてインターネットで調べてみますと、やはり基本にしているのは水道料金算定要領を参考にしてという言葉が結構出てくるのです。その中を見ますと、料金の改定については3年から5年くらいをめどにしてというような言葉も使われています。そういう面で、私は壮瞥町の実態を先ほども言いましたが、考えた場合に5年後くらいには再度改定が必要でないかなということが考えられます。そこで、今回の改正で基本トン数の変更ができないのであれば、先ほど答弁の中にもありましたけれども、次回のときには考慮したいというような言葉もありましたので、ぜひそれまでに壮瞥町の実態をきちんと調査分析して、そのときに反映していただけないかなと、そういう要望をして、この件の質問を終わりたいと思いますけれども、次回の改正時にぜひ実現してほしいなど、そんな気がしてなりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

今回の料金改定でもきちんと調査はしています。先ほど出ていました算定要綱も参考にさせていただきながら、今後5年間の人口ですとか水道の利用者ですとか、使う水の量ですとか維持管理費に係る経費等も全て出して、あと起債に係る償還額とか全て出して、人口推計も出して、5年後の見込みを出し、それから金額を設定をしております。先ほど議員がおっしゃっている基本水量につきましても10トンが適正なのかどうかというのはよく検討し、できるだけ今回料金改定にあわせて住民負担が極端にならないように設定をしています。たまたま今までの現行の10トンを引き継いでおりますが、そういう検討をした中で10トンの基本水量ということで料金の設定はさせていただいております。

今回先ほど言ったとおり本来必要な水道料金、下水道料金までの改正はしておりませんので、今後も料金改定は必要になってくるかと思ひます。水道事業ですと、今設置から経年による老朽化による機械や電気計装設備の計画を立てて、更新を計画に基づいて行っておりますし、今後は管路の老朽化の問題も出てくると思ひます。下水道につきましては、滝之町と久保内の処理施設につきましては機能強化事業は終わりましたが、今後仲洞翁ですとか、それも含めて施設の維持管理費というのは今後も出てくるわけございまして、そういうの見込みながら、また実際人口の減少とかに伴う水の使う量ですとか汚水の量も考えながら、料金設定は僕もできれば5年程度ごとには見直す、見直すというのは見直しの検討はします、もちろん。ただ、改定するか、しないかはそのときの判断にはなるかなというふうには思ひますけれども、そういう見直しの検討を行い、その中で今回も行いましたが、基本水量の検討につきましても行わなければならないというふうに思っております。ただ、今現段階で次回は考慮してどうにかするという話はできませんので、適正にそのときの状況に応じて料金、または基本水量については設定されるというふうな思っております。

おります。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号 壮瞥町簡易水道事業給水条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長（松本 勉君） 日程第 5、議案第 62 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 簡単なことで申しわけないのですが、今回のこの指定について条例もあって、その条例の中で審議会を設けて、そこで審議するという言葉が使われておりますが、審議会の委員の定数は 5 名とする、そして町長が必要な期間を定めてこれを委嘱し、または任命するとありますけれども、今回このオロフレスキー場の指定管理に係る審査会の構成メンバー、5 名以内となっているのですけれども、これはどなたを町長が委嘱、または任命したのでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

選定審査会の委員のメンバーですが、総務課長と総務課参事、それから教育委員会の生涯学習課長と商工会の事務局と私の 5 名でございます。他の指定管理者の担当しているところですか町の財政、または学校や社会教育でのスキー利用の関係ですとか会社経営、それから担当課ということで 5 名を選考してございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 62 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号 公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 63 号

○議長（松本 勉君） 日程第 6、議案第 63 号 平成 30 年度壮警町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 一般 4 ページ。

6 番、加藤正志君。

○6 番（加藤正志君） 私は、社会福祉費の福祉灯油購入助成事業について確認したいと思います。

この内容については、前に説明をしていただいておりますけれども、改めて確認させていただきたいと思います。まず、1 点目は、1 戸当たりの支給額、2 つ目は該当数、また支給期間という部分をお知らせしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1 世帯当たりの支給額でございますが、今年度に関しては 1 世帯当たり 1 万円を予定をしております。

それから、支給期間でございますが、広報の 1 月号で周知をして、随時受け付けを開始をして、申請締め切りは一応 2 月の末までということで現段階では予定をしております。

それから、件数です、大変失礼しました。現段階での対象世帯数は 256 世帯、最大で 256 世帯を予定しておりますが、基本的に実態として例えば高齢者世帯であれば息子さん方と同居されていて、住民票上は分離している、そういったケースもあつたり、あるいは長期で入院されている方とかも中にはいらっしゃるんで、一応マックスで 256 を見て、あとは申請状況を見て内容を確認をしていく作業になるので、最終的にはもうちょっと戸数的に

は減るのではないかというふうに予測をしています。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 20ページの企画費についてちょっと理解を深めたいので、お伺いしたいと思います。

道路改良工事等による電柱の移設に伴い、電柱に架設している光ケーブルの移設経費がたびたび補正予算で提出されております。今回は蟠溪地区の国道改良工事と上久保内の電柱の老朽化の立てかえ工事に伴う移設経費が今提案されておりますけれども、この2地区の移設対象のケーブルはどの程度の長さなのか。

それからまた、弁景地区の移設については補助対象とのことですが、補助対象と補助対象外、蟠溪は補助対象外、補償か何かかもしれませんけれども、対象外になっておりますけれども、この区別はどのようなことから対象外、対象になっているのか。

また、このように電柱に架設しますと、電柱共架料というのですか、そこに設置した使用料、これを払っているのではないかなと思いますし、当初予算を見ますと全体で55万3,000円を計上しております。現在町内の光ケーブル、これは総延長どのくらいの長さのものが町内に設置されているのかなと、そんなこと、基礎的なこと私承知しておりませんので、もしもお手元に資料等があれば説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

まず、光ケーブルの今回の延長でございますが、上久保内地区内で1.3キロ、弁景地区で約300メートル、それと蟠溪地区で700メートルとなっております。この辺が移設と撤去と両方、地域情報通信基盤整備事業と行政情報システムという形で同じ光ケーブルでもいろいろと種類があって、その分のところでどうしてもなかなか認識的にも難しいところはあるのかなというふうには思っております。地域情報関係につきましては、基本的にこの部分につきましては地デジの部分でございます。久保内、南久保内に地デジの局ありますから、それをブロードバンドの関係とテレビの受信のために使っているものと。行政情報システムの運用関係につきましては、L G W A N関係のイントラの部分だというふうになってございます。

それと、補償費の関係でございますが、基本的に補償対象というのは、うちは占有を受けているわけですから、占有物件は管理者が何かの支障があるときは動かしてくださいよと、それは補償はしませんよというのが基本ベースです。今回弁景の部分につきましては、道道の部分につきましてはうまく移設の部分は補償となりましたけれども、ほかの部分については基本的には移設対象の補償費というのは計上されないのが一般でございます。ただ、その分けは、その都度その都度状況に合わせて道路管理者、占有させていただいている管理者のほうと協議させてもらうと。ちなみに、N T Tさんとか北電さんは一切管理者のほうから移設費用というのは出ていないで自前でやっているのがならわしであって、基

本的に行政だからいろいろとその辺の協議に乗っていただけるといふふうに認識してございます。ですから、明確にどれが補償対象になるとかならないとかというの、なかなかちょっと返答が難しいのかなというふうに思っております。

それと、最後に質問ございました総延長の関係ですけれども、いろいろと細かく張りめぐらせているものですから、総延長についてはちょっと今のところは、實際上メーター数といういろいろな道路占用の関係もあって、それを全部足していけばというふうになると思うのですが、今手元に資料ございませんので、延長についてはご容赦願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） ほかに4ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） なければ、一般5ページ。一般5ページ、ありませんか。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 衛生費の温泉管理費についてお尋ねしたいなと思っております。

今回65万円の補正が提案されて、提案理由としては電気料の不足との説明でした。当初予算で900万を計上していますが、光熱水費ですから水道料も入っているのではないかなということで、実際の電気料金はどの程度か私は承知できないのですけれども、今回このように65万円の補正、電気料の補正はどのようなことからこれが出てきたのか。それで、28年度の当初予算は895万でしたし、29年度は959万です。そして、毎年開かれる第3回定例会に提出される決算資料を見ても、光熱水費は需用費の中に一括しているものですから、どの程度かかっているのかは承知できなかったものですから、なぜ当初予算900万が今回65万円の補正に至ったかについてお尋ねしたいなと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回の補正理由でございますが、実は平成29年度の電気料の実績というのが約945万円でございます。ですから、今年度の予算よりも昨年のほうが実績は実は高かったというのが現状です。それで、一般的に考えれば、おおむね同じぐらいの電気料というのが今年度もかかるところではあったのですが、町内の温泉の中には通年でびっちり使うところもあれば、夏場に一時期需要が下がる地区もございます。何とかその需要が下がる地区については、ポンプの一部期間停止だとか、そういう形で電気料の削減を図っていこうという考えもあって、今年度予算を900万に逆に落としたというのが現状です。その努力はしたのですけれども、残念ながらどうしても必要な供給は当然していかなければならないので、それらのコントロールをしていく中で、こちらのもくろみどおりに下げることができなかったと。結果前年並みにかかってしまったので、予算をまた戻すといいたまいますか、そういった経過で今回補正をさせていただくというものでございまして、去年に比べて法外に上がるとか、そういうことではございません。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかに5ページありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次、一般6ページ。

8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 国際交流費の中学生フィンランド国派遣事業にかかわってお伺いしたいと思います。

これは、実施されて、精算されて減額補正されているわけですがけれども、この事業においては一定の期間の中で今後のあり方を検討するというところでございましたけれども、現派遣事業を同じ方法で継続するのは何年という形で考えられているか、確認も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

現行のフィンランド派遣事業につきましては、平成32年度実施分までは現状のとおりということになっております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 32年度ということで、ことし30年度ですから、31年度、32年度、あと2回現状の形で実施をしていくということですが、これは長い期間まさに私たちの町ならではの取り組みとして、内外ともに評価をいただいている事業なのかなと思っております。あと2年今の形で実施をするということですが、その後のあり方について検討されていくと考えておりますけれども、どのような形で検討されるのか、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 大きな政策に関連することですので、私のほうから経緯も含めてご説明、ご答弁をさせていただきたいと思っております。

この事業は、平成5年5月の友好都市宣言に基づきまして平成7年度から、きのうの一般質問のやりとりの中でもあったと思っておりますが、財源については国際交流基金を活用しているということで、平成19年の2月に教育委員会では方針を出し、これは町からの諮問を受けて教育委員会では町へ答申したということですが、現行方式については平成18年度中に出生した者を対象とし、以後現行方式では行わない。中止後の交流のあり方については、宣言の精神を尊重し、適切な時期に町が判断すべきというような内容で答申を町側にいたしまして、平成19年の7月13日に合同常任委員会で町のほうからそのことについて説明をし、町の考えのとおり進められたしという、これが経過であると思っております。

教育委員会、事業実施をしてきましたけれども、評価としては国際感覚が養われて、生徒の意識や行動の変容が見られるなどの成長に寄与しており、他の市町村にない特色のある人材育成事業、教育実践であり、方向性としては行政改革の大綱の趣旨を踏まえ、事業

を見直した上で、事業実施についてどのようなあり方がいいかということを検討してきたところです。見直しの視点として、実は平成 26 年度から教育委員会では事務局内、委員さんの意見を踏まえて検討協議を本格化しております。そして、学校の事業として修学旅行としていくなど方法についてはできないかだとか、ケミヤルヴィですとか委託業者と実施の時期の見直しについても検討してきたところでありますが、学校行事とするには道教委との協議の中では、修学旅行とする方式については現段階では難しいという結果になっているところであります。

そうした中で、平成 26 年以降先ほどのように事務局での検討と教育委員さんでの検討を重ねて、平成 29 年の 6 月、昨年の 6 月段階で教育委員会の協議会で一定の方向性を確認はしています。結論は出していません。その方向性としては、教育委員会主催の事業として、見直しの方向性としては隔年で実施をする。希望者全員を対象に実施する。実施時期については、いろいろ見直しも検討しましたがけれども、現行どおりであり、行程の見直し、日数の縮減などを行ってはどうか。保護者負担については、教育の機会均等の趣旨から現行どおりとすると。それで、平成 32 年、33 年度以降平成 42 年度まで、平成ではなくなりますけれども、までとして、以後は手挙げ方式とするなどという検討を行っております。これによりまして、現行方式では今後平成 33 年度以降 10 年間続けるとした場合には 1 億 6,200 万円ほど事業を現行どおり行くとかかると試算をしておりますが、見直しの案では 1 億 3,000 万円程度、これによりまして 3,200 万円、率にして約 20% の経費を削減して実施するというような試算も教育委員会のほうではしております。この意見につきましては、理事者のほうには非公式ではありますが、伝えてはございますが、理事者の意向としては平成 19 年、先ほど申し上げました議会と町で協議した意向を尊重すべきではないかと、そのような意向もあり、再度教育委員会で協議検討を行うようにとされておりましたけれども、平成 29 年度以降小学校教育のあり方に関する協議検討が最優先課題となっていたということもあって、これ以降具体的な検討は、新たな検討はしていないというのが実態であります。

この件につきましては、今質問がありましたとおり、現行方式での実施の方法というのが期限が迫っております。そうしたことから、議員各位からもさまざまなご意見をいただいておりますが、今後のあり方については、町政執行上大変大きな問題でありますので、理事者と議員の皆さんとの判断が大切になってくるかなと思っておりまして、理事者とよく協議をして方向性を導き出していきたいと、このように考えているということで答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） わかりました。教育委員会として十分検討されてきているのかなというふうに理解をさせていただきました。

この事業は、20 年以上にわたって続いていて、非常に評価は高い事業なのかなと。ただ、同時にやはり財政的な負担もこれは伴っているということでございますが、私も中学生と

して保護者に大きな負担をかけないで、全員が参加をしているということの評価をしておりますし、そういう意味では今の答弁の中でそれも含めて十分検討されているのかなというふうに評価はさせていただいております。同時にこれは特に来年度、町民への周知や理解も深めていただく必要もあると思いますし、この事業は教育委員会が中心に検討されておりますけれども、中学生の派遣事業にとどまらず、ケミヤルヴィ市との姉妹提携を結んでいる歴史もありますし、さまざまな形の中で交流が重ねられております。その一つは雪合戦もそうなのかもしれませんが、そういう形の中で町全体として今後の交流のあり方という部分を十分実績も踏まえて、新たな交流のあり方、意義というものを次に向かって確立していく必要もあるのかなと思っております。

今教育長も教育委員会だけでなく、広い形の中で議論という形も話をされておりましたけれども、町長も就任以来ケミヤルヴィにも行かれておりますし、さまざまな形で交流の先頭に立ってこられております。そうした中で、どのように評価をされていて、今後どうあるべきかという部分のお考えがありましたら、この際伺いをしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） ご答弁申し上げます。

この国際交流のフィンランド派遣事業につきましては、平成7年から進めておりました、回を重ねて20回以上進めておりますけれども、私も2度ほどケミヤルヴィ市のほうを訪問させていただいて、生徒さんと一緒にいろいろと向こうの方々と交流を深めてきたわけでありまして、生徒と向こうの方々と交流の中身も子供たちにとっては本当に印象に残るような、本当に親切で温かい対応をさせていただいて、子供たちは感激して帰ってきておるといふことでありまして、また向こうの方々がこちらのほうに来られてもやはり町民の皆さんと触れ合いながら、壮瞥町、こちらのほうの状況等も皆さん方感慨深く記憶に残して帰っていただいているというふうに思っております。そういった中においては、やはり向こうのケミヤルヴィ市との友好関係は、今後も引き続き続けていくことが望ましいというふうに思っております。

ただ、このフィンランド派遣事業につきましては、先ほど教育長からお話があったように、平成32年度までをめどに今までのやり方を取りやめをしていくということでありまして。今後その後についての取り組みにつきましては、また教育委員会、あるいは議員の皆さん方と協議を重ねて、どのような方法でできるのかどうか、この事業を継続して方法を変えてでもやっていくべきか、あるいはどうすべきかということを含めて協議させていただきたいというふうに思っております。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 私は、教育総務費の中で旧久保内中学校敷地分筆測量委託料について伺いたいと思います。

これは、改めてどのような目的でこの予算計上がなされているのかをまず確認したいと思っております。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課長。

○経済建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

この予算は、現在旧久保内中学校の校舎、また敷地を民間で活用する計画がありまして、その中で必要な土地について分筆が必要になったときに分筆をするために測量する経費でございますが、まだ面積等は確定しておりませんが、その面積が確定したときに分筆するために、分筆測量図ですとか実際の測量に係る経費でございます。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） わかりました。

この施設、分筆した後、今現在活用というのでしょうか、利活用何か考えられているものがあれば確認で説明をお願いしたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済建設課参事。

○経済建設課参事（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

こちらのほうは、以前にも皆様にご紹介したかと思いますが、現在民間の町内の農業者からタマネギの加工施設として活用したいという申し出がありまして、それに対して検討を町のほうでしているという中で、分筆が必要になった場合の測量費ということでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） 私も今の目1の教育委員会費の分筆測量の関係でお聞きしたいのですが、これについては若干説明は今までも受けておりますけれども、事業計画の若干不十分さといいますか、ということもあって、今の段階ではまだ確定していないという、事業者は確定していないという理解でよろしいのかどうか、そこだけ確認したいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 私のほうからお答えさせていただきますが、相談は民間事業者の方から受けてございます。それは事実でありまして、前にも全員協議会の中でご説明させていただいたとおりであります。

ただ、事業者のほうとの折衝がその後まだ進んでおりませんで、最終的に判断はされていない状況でありますので、そこがおおむね決まった段階での今後のスケジュールの展開になるかなということでもありますので、現時点ではまだ進んでいないということで捉えていただければと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を継続します。

一般6ページ、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般7ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入について質疑を受けます。一般1ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正、第2表、債務負担行為補正及び第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 平成30年度壮警町一般会計補正予算（第10号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（松本 勉君） 日程第7、議案第64号 平成30年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 64 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号 平成 30 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号

○議長（松本 勉君） 日程第 8、議案第 65 号 平成 30 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 65 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 平成 30 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（松本 勉君） 日程第 9、議案第 66 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 66 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号 平成 30 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（松本 勉君） 日程第 10、議案第 67 号 平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号 平成 30 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（松本 勉君） 日程第 11、議案第 68 号 議決事項の一部変更についてを題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） 第 4 回定例会に追加提案いたします議件は、議案第 68 号の 1 件

であります。その提案理由についてご説明申し上げます。

議案第 68 号 議決事項の一部変更について。

平成 30 年 9 月第 5 回臨時会において議決を得た(議案第 43 号)工事請負契約について、下記のとおり変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

3 の契約金額中、1 億 2,204 万円を 1 億 3,180 万 3,200 円に変更する。

こちらは、立香地区頭首工の災害復旧工事に係るものとなりますが、発注後に受注業者による起工測量と現況調査の結果、災害査定設計時に詳細に調査、判定できなかったものについて数量等の相違や工法に変更すべき工種があったことから、国に対し災害復旧事業計画の変更承認申請を提出し、このたび承認を受けたことによる契約金額の増加となります。主な増加要因につきましては、袋型根固め工から埋め戻しコンクリートへの変更による増加や再生不能な護床ブロック数の精査による増加などの要因となっております。

以上が定例会に追加提案いたします議件の内容であります。よろしくご審議のくださいますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長(松本 勉君) これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(松本 勉君) 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(松本 勉君) 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(松本 勉君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号 議決事項の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長(松本 勉君) 日程第 12、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管

事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（松本 勉君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成 30 年壮警町議会第 4 回定例会を閉会いたします。

（午前 11 時 18 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員